**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により２番　大城重太議員、３番　當眞嗣春議員を指名します。

**日程第２．一般質問**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。14番　浦崎みゆき議員。

〔浦崎みゆき議員　登壇〕

**○14番　浦崎みゆきさん**　おはようございます。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。一括質問、一括答弁にてお願いいたします。

　それでは大きな１問、介護予防対策について。（１）介護に関する直近の相談件数を伺う。（２）本町にフレイルテストの導入は行われているか。（３）加齢性難聴のチェックを行う考えはないか。

　大きな２番、地域包括ケアシステムについて。（１）地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口と考える。高齢者の認知度についての見解を伺う。（２）地域福祉サポーターの取組ができないか。（３）本町の認知症対策の主な施策はどのようなものか。（４）高齢者の為のサービスガイドブックの作成ができないか。

　大きい３番、町民サービスについて。（１）地域包括センターの相談窓口に軟骨伝導イヤホンの導入に対する見解を伺う。

　大きな４番、児童手当について。（１）10月より児童手当が拡充されるがどのように変わるか。（２）拡充による本町の児童手当の予算額はいくらか。（３）周知方法はどのように行われるか。以上、お願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　おはようございます。まず質問事項１、（１）についてお答えいたします。介護に関する相談・支援件数は、令和３年度2,599件、令和４年度5,132件、令和５年度4,232件となっています。

　（２）についてです。フレイルテストは導入しております。

　（３）です。現在、町において加齢性難聴のチェックは行っておりませんが、聴こえや意思疎通に関する相談等には医療機関受診勧奨等、適切に対応をしております。

　質問事項２点目、（１）です。高齢者虐待に関する通報や相談件数が年々増加していることから、地域包括支援センターの認知度は向上していると認識しております。

　（２）についてです。本町では、社会福祉協議会の「福祉協力員」が地域福祉サポーターとしての取組みを行っております。

　（３）です。地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を２名配置し、ご本人や家族に対して認知症に関する相談や、必要な医療・福祉サービスに繋がるよう、個別訪問を中心に活動をしております。また、認知症の理解や地域での見守りを広げるため、認知症サポーター養成講座や認知症カフェも実施しております。

　（４）についてです。高齢者が地域でいきいきと暮らすための「社会資源マップ」や「福祉のしおり」を作成しております。

　質問事項３点目、（１）です。軟骨伝導イヤホンは導入しておりませんが、地域包括支援センター窓口に会話等が聞きづらい方のための「聴こえ」を補う助聴器を設置しております。

　続きまして質問事項４点目の（１）です。変更点は４点あります。まず所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第三子以降の支給額を月３万円に増額、支給月を年３回から年６回へ、との変更です。

　（２）です。令和６年度の児童手当の予算額は歳入９億2,443万6,000円、歳出10億8,968万円で、そのうち制度拡充に伴う概算額は、歳入１億6,430万5,000円、歳出１億5,752万円となっています。

　続きまして（３）です。町広報誌やホームページによる周知の他、新規で児童手当対象になる可能性がある世帯や、児童手当額に変更の可能性がある世帯には、申請案内の通知を送付しております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。それでは順次再質問させていただきます。まず、この介護予防対策について、今回の質問の趣旨はですね、高齢化の進行に伴いまして、また本町の現状と課題を、ともに共有をいたしまして、安心して暮らせる環境づくりとの思いですので、よろしくお願いいたします。来年度、令和７年には団塊の世代が75歳以上となり、2040年には団塊世代の子どもが65歳以上となる高齢者のピークを迎えると言われております。そこで今回は、介護と包括支援センターについてお伺いをさせていただきます。先ほど、まずは（１）ですけれども、直近の相談件数ということで、年々増えてきている数字となっておりますが、これはどのような方法による数字となっているか、お願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。地域包括支援センターのほうには、地域包括支援センターシステムがありまして、そちらに相談等あった場合は、システムに入力するような形になっていまして、そこから集計している状況です。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　それじゃあこれは包括支援センターに届いた数字ということでよろしいでしょうか。ほかにも、例えば社協だとかそこら辺の数字は入っていないということで確認いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。今答えた数値のほうは、地域包括支援センターに相談が来たものになっていますが、ただ、社協とも連携して対応していますので、重複したりというのはあるんですけれども、数値自体は包括支援センターシステムから取った数値ということになっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。この相談件数をお伺いしたんですけれども、相談の内容の多い順、１番、２番、３番ぐらいまでというのを、何か統計とかありましたらお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。まず、令和５年度なんですけれども、一番多いのが、介護、生活に関することの相談が3,284件、続きまして福祉制度、サービス等に関することが800件、次が介護保険に関することが148件となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。それじゃあ内容としては、やはり介護に関することと、また生活に関することが3,284件かな、があるということで理解をいたしました。やはり内容から、数字から見ても、やはり介護に関するお問合せ、悩みが今、町民の間にはあるかというふうに確認いたしました。

　それでは（２）のほうに行きますけれども、フレイルテストは導入されているということですけれども、具体的にフレイルテストを導入している趣旨と、あとはどのような感じで行われているのか、詳しくお知らせ、お願いをいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。フレイルテストのほうは、中央型ミニデイや地域ミニデイのほうに、町の保健師、看護師が参加しまして、ボランティアの皆さんを含めた参加者約300名に、今年度フレイルチェックを実施しております。また、この実施したフレイルチェックの結果で、フレイルテストの結果で、また町の介護予防事業につなぐ等の対応をしているところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　すみません、このテストの方法ですけど、何か問診票なのか、それとも何か動作を行ったりとか、何種類ぐらいあるようなものの中から点数制でやっているようなものなのかをお伺いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。フレイルテストのほうは、11項目の質問に答えるような形で行っているもので「健康に気をつけた食事を心がけていますか」ですとか「煎餅やお肉ぐらいの硬さの食品を普通にかみ切れますか」といった、栄養とか口腔に関するテストと、あと運動に関するチェックが３項目。「この１年間で転んだことがありますか」といった内容。あとは社会性とかに関する項目が４項目ありまして「活気、やる気がありますか」とか「最近物忘れが気になりますか」とかいうような質問11項目に答えるような形で行うテストになっています。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　じゃあチェックシートによってチェックをしているということで、この結果としては、点数が出て、これはそのときに本人に確認して、例えば次の介護予防の段階に進むとか、そこら辺なんでしょうか。それとも後でここにお知らせするものなのか。どんなでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　実際フレイルテストをその場でチェックしますので、結果は分かるというところで、またその結果に基づいて事業につなげたりとか、あとまた私たちもそのチェックの内容を、また分析したりしてですね、今回行った約300名を対象に行った結果では、健康に気をつけた食事を意識している人が多いというのは分かったんですけれども、その中で、ですが食事内容には、やっぱり実際の食事内容には偏りがあるという人が多いというのも分かりましたので、また後半に健康づくり班のほうとも連携して、そういった栄養指導とかそういったものもやっていこうということで、今検討しているところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　私が考えるフレイルテストは、もちろん本人の自覚もそうですけれども、今の答弁からいたしますと、そのチェック内容を集計して町の施策化していくというのが主なように聞こえたんですけれども、できましたら、この２番の質問の趣旨は、フレイルチェックをしてですね、介護予防にいらっしゃっている、そういうところに来て体力をつけたりとか、そういったものでやるんですけれども、今現在、自分が介護状態にならないために、今頑張っていらっしゃると思うんですけれども、まず介護予防に対して、一応要介護もありますし、要支援もありますし、またそれに該当しないというところもありますね。そこら辺が、この段階的に見て、自分がどの位置にいて、今の状態、先ほど課長のほうには資料をお渡ししてありますけれども、自分が今どの位置にいて、この介護予防の教室に通うことによって、次の介護に、要支援にならないような対策だと思うんですけれども、受けている本人が、今は自分はここだなとか、例えばお隣の誰々さんはちょっとね、要支援が必要な人だなとか、そういった段階的な、本人の自覚を促すようなフレイルテストの目的がないのかなという趣旨でお伺いしていますが。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。議員おっしゃるような、ご本人さんの状態が分かるためのフレイルテストを実施しているというところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。じゃあどちらにも確認をしていただいて、またここにもちゃんと施策というか、次の備えるべきものが伝わっているということで、確認をいたしました。ありがとうございます。

　それでは（３）のほうに行きます。３番の、一応加齢性難聴のチェックなんですけれども、これは、加齢性難聴のチェックは行っていないんだけど、相談に来た方などからの、医療機関の推奨等を行っているというふうに捉えたんですけれども、それでよろしいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　議員お示しのとおりです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　加齢性難聴は、やっぱり加齢が原因で起こる加齢性難聴は聞こえが悪くなるだけではなくて、認知症のリスクを高めることも分かってきております。音の情報が入ってこなくなると、脳の活動が低下する、またコミュニケーションの機会が減少するなど、鬱の発祥の原因にもつながるというふうに言われておりますので、やはり相談にいらっしゃった方はもう数が限られていると思うんですね。ですから、できましたら公民館でのミニデイサービスとか、そういった簡易な、先ほどのチェックシートみたいなものをお配りして、本人の自覚を促すとかですね、そこら辺ができないものなのかどうか。意外と家族は分かるんですけど、ちょっと聞こえが悪いとか。本人はなかなか意識しないというところから、耳鼻科に行かないとか、受診につながらないというところはありますので、その辺、今後検討できないかどうか、再度お願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。まず、簡易な検査ということになってきますと、医療的な範疇になってくるかと思いますので、そこの実施と、あとチェックリストのようなものでできるかというところ、そこも含めてですが、今後調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　是非よろしくお願いいたします。本町にですね、ちょっと通告には出していませんけれども、加齢性難聴の補聴器購入助成事業があります。これはもし、実績等が分かればお願いいたします。ちょっと簡単な内容でお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　本町のほうで、令和４年度から加齢性難聴者補聴器購入助成事業のほうを実施しております。先ほど議員からもありましたように、聞こえの部分が、やっぱり認知の面に影響があるというところが、いろいろ報告がされているということもありまして、実施をしているところです。初年度は３名、実際助成を受けた方ですが３名、令和５年度は２名、令和６年度９月末、今現在１名が申請していまして、あと１人の方が相談しているという状況です。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時20分）

再開（午前10時20分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。対象のほうは65歳以上の高齢者で、令和４年、５年度までは住民税非課税世帯の方を対象としていましたが、今年度から住民税均等割課税世帯の方まで対象を広げております。ほかの障害福祉サービスとかで、そういった補聴器の助成とかを受けていない加齢性難聴の方が対象ということになっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。そうですね、令和４年から始まって、一応人数的には少ないのかなという印象を受けましたけれども、意外とそういう助成があるよというのも分からない方も多いかと思いますので、先ほど言ったようにですね、チェックシートをやった際に、南風原町にはそういった助成もありますというところもまたお知らせできたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは次の大きな２番の包括ケアシステムについてお伺いいたします。認知度ということは、向上しているということは分かるんですけれども、相談件数をもって増加傾向しているので、認知度向上ということだと思うんですが、本町の目標とする認知度とかあるのかどうか分かりませんけど、どれぐらいのパーセントだというふうにお考えでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。令和５年度の第10次南風原町高齢者保健福祉計画策定の際にアンケート調査を行っておりまして、地域包括支援センター周知状況ということも確認していまして「名称も内容も知っている」という方が26％、「名称は知っているが内容は知らない」が35％、「名称も内容も知らない」という方が34.6％という結果になっていまして、３年前の調査と比較すると「名称も内容も知っている」というのが4.2ポイント高くなっているというところです。引き続き周知活動を進めていきたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。そうですね、まだ50％もいっていませんので、でも相談件数が増えているということは確かに、内容を、とにかくそこに相談すれば何とかなるでしょうということで、私も一応相談来たらご案内していますので、そういったところでは、よく分からんけど、とにかく相談窓口はそこだよ、というところはあると思いますので、また再度の周知徹底をお願いしたいというふうに思います。それで、包括支援センターの目標ですけれども、これは第７次から団塊の世代の方が75歳になるまでのしっかりとした体制を、町のほうとしても整えていくというところで、第10次の高齢者保健福祉計画が策定をされているわけですけれども、いよいよ６年から８年度にかけて、最終段階というところまで来ておりますけれども、町が果たすべき責務、今対応できる体制を完璧にしていくというところで、第10次になっております。今現状としては、どのような感覚で捉えられていますでしょうか。まだまだ時間がかかるのか。名称はまだ50％いっていませんけれども、果たしている役割とか、そこら辺については、町としてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。相談件数が増えているというところもなんですが、やっぱり近年は、虐待通報とかも増えてきている状況でして、そこに対しては日々ですね、職員のほうも一件一件のケースに対応しているところです。ただ、やはり高齢者が増えてきて、様々な問題、課題、新しい課題とかも発生していますので、そこに向けては引き続き、介護等の場の人材不足等もありますので、総体的にですね、関係機関と連携しながら、引き続き支援しながら、地域福祉に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。本当に虐待が増えているということは、心が痛いところでありますので、是非この包括支援センターの役割については、また今後も強化をしていただきたいというふうに思います。

　そこで次の（２）のほうに行きますけれども、今、この地域福祉サポーターに取り組めないかというところで、社協の福祉協力員が地域福祉サポーターとしての取組を行っているということですが、どのような、これまで、実績は相談業務かと思うんですけれども、相談を町につないだりとか、そこら辺かとは思いますが、これまでの実績値みたいなものがあるのかどうかですね。それとあと令和５年度の介護予防サポーター養成講座というのがあって、そこでは介護予防サポーターは、そういった福祉サービスにつながるサポーターとは違うのかどうか。そこら辺のこともちょっとお願いをいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。福祉協力員の実績値というものは、今手持ち、持っておりませんが、町社協のほうに確認しましたところ、この福祉協力員の皆さんは、今約150名いらっしゃるということで、高齢者サロンの手伝いや地域見守りが必要な方の把握、民生委員児童委員との連携、福祉マップ作成、食事づくりなどを行っているということで、また地域によって活動内容は異なるというところなんですが、様々な活動を行っているということで確認しております。令和５年のハイさいよーさんに載っている介護予防サポーター養成講座についてなんですけれども、こちらは介護予防等について周知を図る取組として実施していまして、令和５年度は福祉協力員の皆さんたちに対して、介護予防の重要性とか、そういった講話とか体操等の実技指導を行っていまして、地域福祉員がそういった介護予防サポーター養成講座も受けて、介護予防の知識も深めていただいているというような形になっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。じゃあその福祉協力員の方が、そういったサポーターとして活躍しているというところで認識はいたしましたけれども、先ほどの包括支援センターとの周知の方法とか、そこら辺もしっかり伝えていただいているのかなとは思いますけれども、再度周知をしていただいてですね、現在150名もいらっしゃるということですので、本当に心強いなという思いはいたしました。引き続きまたいろいろなところにお声かけいただいて、みんなで見守りができるような体制ができたらいいかと思いますので、よろしくお願いをいたします。

　（３）のほうに行きますけれども、認知症対策のほうですけれども、こちらは包括支援センターに２名配置をして、認知サポーター養成講座、先ほどおっしゃっていただいたものと、認知症カフェというのを実施しておりますということで、再度認知症サポーター養成講座は、どのような形で周知をされて、どのような方々がそこに集まって、人数はどれぐらいいるのか。そして増えているのかを確認したいと思います。認知症カフェに関しても、どのような取組で、どういう方がそこに参加できるのか、お願いをいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時32分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。認知症サポーター養成講座は、先ほどの介護予防サポーター養成講座とはまた違うものになるんですが、認知症サポーター養成講座は、町内の小学校５年生に対して、この認知症を知ってもらうような総合事業等の取組で、劇ですとか、認知症劇とか、そういった公演を行っている内容になっていまして、今年度も、今２校実施予定にしております。平成21年度からの数値なんですが、実際参加者数というのは4,700名余り参加しているというような形になっております。以上です。失礼しました。認知症カフェのほうは、今、社協さんのほうと一緒に実施していまして、毎月認知症の当事者の方とか、その家族の方とか、興味がある方、来てもらってというような形で、月１回カフェを行っているというところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。それでは認知症サポーター養成講座、先ほどの介護予防とはまた別ということで、小学５年生にやっていらっしゃるということ、とてもいい取組だというふうに思いますので、やはり子どもたち、習ってきたことは親に教えますのでね、教えたい気持ちがあると思いますので、是非この取組もまた拡充をしていただきたいというふうに思います。認知症カフェに関してもですね、やはりみんな心配な方もいらっしゃいますので、できたら南風原町のＬＩＮＥとか、いついつありますみたいな広報とかで、たくさんの方が参加していただけるように、毎月ということですので、またご努力を、お願いをしたいと思っております。

　それでは次に（４）のほうに行きますけれども、高齢者のためのサービスガイドブックができないかということなんですけれども、現在、社会資源マップ、福祉のしおり、これはどこで活用されていますでしょうか。これは例えば町民の方が、そういったものがあるんだったらもらいたいとか、そういうのがあれば配布できるようなものなのか、お願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　福祉のしおりのほうは、町のホームページにも掲載しているところですが、また資源マップというのは、こういった福祉資源、これ高齢者向けのものなんですけど、ちょっと中の文字も大きめにつくっていまして、ミニデイとかでも使っていますし、また社協さんにもこれありまして、うちの地域包括支援センターにももちろんあって、お渡しできるものということになっています。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。じゃあ一応そういうミニデイとか、たくさんの方が集まるところでも、そういったものは配布しているんですかね。それとも必要な方だけでしたかね。いずれにしても、目に留まるところにあるということで、確認をいたしました。一応私が言うこの高齢者のためのサービスガイドというのは、まず介護予防とか、高齢者の悩みってもう多岐にわたりますので、何か漠然としていて、例えば包括センターに行ったとしても、自分の悩み、今の抱えている問題だけに特化した相談窓口になるかというふうに思います。高齢者全体の相談窓口のガイドブックみたいなのが、これは一般のところで売られているものなんですけど、これは介護保険給付一覧表みたいな、そういうのがあるんですけれども、非常に分かりやすくて、どこから入っていけばいいというところもありますし、先ほど課長のほうにもお渡しをしている、その当事者から入っていっての矢印形式で、今自分が入っていくところの、こういう図解式の、そういうガイドブックが分かりやすく、何か町のほうに、例えば65歳になったときに、皆さんに、簡単なものでよろしいですので、配布できるような状態、65歳になりました、あなたはこういったことが本町のサービスで受けられますとかですね、そういった簡易なものでもよろしいですので、個々に見られるような、または家庭に１冊、こんな大きな太いのじゃなくていいですので、家庭に１冊配布できるようなものがあれば、今の、先ほども申し上げましたけれども、自分のいる立ち位置、要するに要介護１とか２とか、また介護１から５とか、または非該当するとか、非該当者の方はこういったことが町ではやっていますとか、そういったまとめられたような、そういう分かりやすいガイドブックが作成できないものなのかどうかですね。やはりそのときそのときになって初めて、これも必要、あれも必要とか、準備するにしても、心の準備にしても、費用の準備にしても、いろいろと前もっての知識があれば、すごく助かるかなというふうに思いますので、これは是非ご検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。そうですね、私たちのほうでもこういった地域包括支援センターについてのパンフレットで、中にどういった相談したらいいかというような、お金のこととかいろいろあるパンフレットとか、あと介護予防事業のですね、内容のパンフレットとかそういったものは個別で作成はしていますが、議員おっしゃるようなまとまったものというところのものは、今特にそういったものはつくられてはいない状況ではあります。ただ、福祉においては、ちょっと制度改正とかも多い、多々ありますので、今あるこういった資源マップとかパンフレット等の媒体の充実とか周知を図りながら、そういったよりよい方策がないかというところは、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。すみません、先ほどの資源マップのほうなんですが、民生委員とか児童委員とか、支援している方たちのほうにお配りしていて、これを活用していただいているような形になっていまして、町民の皆さん、欲しいという方が来られたときには、必要なページをコピーしてお渡しするような形にしています。あと先ほど、すみません、私、小学校５年生と答弁したと思うんですが、小学校４年生の授業でサポーター講座は行っていますので、訂正いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。そのようなものはちゃんとあるということを確認いたしましたので、是非ホームページとか見やすいところ、また検索しやすいところに掲載していって、周知をお願いをしたいというふうに思います。ありがとうございます。

　それでは３番のほうに移りますけれども、町民サービスのほうで、軟骨伝導イヤホンというところですけれども、今、各自治体で結構、骨伝導イヤホンもあるんですけれども、骨は骨を通じて振動させるものですね。この軟骨伝導イヤホンは、軟骨に、振動を通して聞きやすいというところがありまして、今、結構各自治体でも増えているような内容が報道されているところです。ですから、特に地域包括支援センターの窓口においては、聞こえを補う助聴器というのが設置されているということですけれども、現在これは活用されていますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。窓口に見えた方で、やっぱりちょっと聞こえづらいという方がいらっしゃるときに使っていただいたりとか、あとまた訪問の際に、ちょっと聞こえが悪い方のところに訪問に行くというのが事前に分かっている場合には、この助聴器を持っていってというところで活用はしております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　あんまりいらっしゃらないんですかね、ちょっと聞こえがよくないとかっていう方は。包括センターの窓口、またはほかの各課の窓口においても、あんまり支障は今のところないというふうに考えてよろしいのか。またこの間、実は私も拝見をさせていただいたんですけれども、非常に聞きやすかったです。確かに軟骨伝導は耳にかけるので手が使えるとかあるんですけれども、相談するにおいては差し支えないのかなという思いありました。是非ですね、そういったもの、フロアに一つあれば、どこの課でも使えるかなという思いがありましたので、今後やっぱり高齢者が増えていきますので、そこら辺の相談体制にも役立つかと思いますので、フロアに１個ずつはあったほうがいいかと思いますが、それに対していかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。今現在、包括支援センターの窓口にある助聴器なんですが、こちらも今、利用率、さほど高くない状況です。現時点では各窓口、各フロアの設置というのは考えていないんですけれども、この利用状況、今ある助聴器の利用状況を見ながら、また検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。結構高齢の方って、聞こえていなくても「うん、うん」というところでうなずくところもありますので、是非ご検討をよろしくお願いいたします。

　続きまして児童手当のほうに行きたいと思います。（１）の、どのように変わるかということで４点ほどありました。ここでちょっと確認をしておきたいのは、第３子以降の支給額が月３万円になりますけれども、年齢が22歳までというふうな明記があって、この22歳の捉え方、どのよう……、22歳の方がいれば、こっちを第１子と考えて、２番、３番、３番目から３万円とか考えるのか。この辺がですね、ちょっとよく分からないところありまして、確認をいたします。第３子以降なんですけど、第１子の上が22歳という年齢の考え方をお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。今回の改正の中で、第３子が３万円の価格改定となっております。その考え方は、第１子が22歳の年度末の３月31日までにある者、第１子を、第１子とカウントする。いわゆる大学生年齢を第１子とカウントするということになりまして、これまでは高校生年齢が第１子のカウントの上限でございましたが、大学生年齢までが第１子のカウントとなって、そのきょうだいがいる場合は、数えて１番目、２番目、３番目の以降は３万円になるという改正となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　今、大学生という考えで、大学生は基本的に、大学生、家から通ってとかですね。例えば大学生じゃない人は、お仕事している方はどんなふうな捉え方なのか。年齢ではなくて、実際両親が22歳の年度末まで扶養しているという考え方で、第１子と捉えるのか。そこら辺がちょっと確認いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。第１子の捉え方は、先ほど答弁した大学生年齢ということになっておりますが、その中で児童手当の部分で、この第１子、大学生年齢が就学など扶養状態にあるということであれば、問題なく第１子ということになりますが、就労しており扶養をしていないという状況になった場合、その扶養状況によってその第１子の制度に組み込まれるのか、そうでないかということがあります。そこら辺は非常に、児童手当のＱ＆Ａでも示されているんですが、実質、税の扶養ではなくてですね、実質扶養されているかというところが大きなポイントになります。生計の状況などを、現況確認などで聞き取りをして認定していくという形になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　今、通知も送って問合せとかも来ているかとは思いますが、往々にして勘違いするところがありまして、22歳だからということで自分なりに考えていらっしゃるところあるんですけれども、この辺は、確認状況というのは、電話が来た方しかできないですよね。確認。この通知を送った方に対しては何か、返答か何か、そこら辺の個々のやり取りというのがあるのかどうか、確認いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。今回、児童手当の制度改正に伴って、新たに対象になる高校生年代や第１子のカウントなどが、今までよりもカウントにされていなかった年代が新たにカウントされるような状況になってきておりますので、その可能性がある世帯へは通知をしております。その通知を基に、我々のほうに届けを行ってくださいというような内容になっておりますので、その届けをもって確認をしていくという流れがございます。以上でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　分かりました。じゃあしっかりとそういった通知を、届くような体制で整えているので、間違いはないということで確認をいたしました。いずれにしても、拡充は本当に皆さんにとって助かるものでありますし、やはり子育ての観点で大事なことだと思いますので、また事務も大変だとは思いますが、是非にも頑張っていただきたいことを申し上げまして、質問を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時51分）

再開（午前11時01分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。８番　大宜見洋文議員。

〔大宜見洋文議員　登壇〕

**○８番　大宜見洋文君**　本日ですね、今回は初めて２日目に当たりました。ちょっと勝手が違っている感じがして、いまいちエンジンかかりにくいんですが、是非最後までよろしくお願いします。では、一問一答でお願いしたいと思います。

　まず１問、質問１．本町の公共交通政策について。（１）本町の総合交通戦略の目標で、ｍｏｂｉ（モビ）施策の位置付けは。（２）県地域公共交通協議会に、本町も加わっているか。よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１、（１）についてお答えします。本町の交通施策の基本理念である『誰もが快適に移動しやすい交通体系のまちづくり』を実現するために交通戦略で示した基本方針２：公共交通の利用促進、展開方針３：移動しやすい環境の整備の中で位置づけられています。

　（２）についてです。沖縄県地域公共交通協議会に本町も委員として参加をしております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　答弁ありがとうございました。まず（１）のほうですけれども「誰もが」という、やっぱり町民皆につながる目標があると、基本理念があるということで、今回のｍｏｂｉ、富信議員の質問とか照屋仁士議員の質問にも取り上げられていましたけれども、利用者数、登録者数はすぐ分かると思うんですけれども、利用者数と回数の対象設定、目標と課題とかあれば教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。９月24日時点での利用者数は2,918人となっております。登録の会員数……、失礼しました。利用者、回数の設定についてですが、利用者の対象設定は高齢者や免許返納者、子育て世帯や学生など、様々な利用者を想定しております。様々な方が南風原町での移動での生活において、移動しやすい環境を構築することが目標と考えております。以上となります。失礼しました。課題につきましてはですね、７月から実証運行させていただいて、まだ２か月足らずではございます。今年度、これから実施する効果、検証の中で詳しく課題分析に努めてまいりたいと思っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ありがとうございます。ちょっと質問飛ばしてしまいました。７月１日から始めてもうすぐ３か月たつということで、なかなか課題、これから探っていくということになるということで、初日にですね、イオン南風原点で実施のセレモニーがあったときに、高齢者の方から１回500円はちょっと高いなという意見も聞きました。今後、こんだけ利用されている方がいるということは、値段は相応なのかなという感じもしますけれども、安くなるということは今のところ考えていないでいいんでしょうかね。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。運賃の設定につきましてはですね、バス事業者やタクシー事業者も参加する、南風原町の地域公共交通会議で、協議の上で設定させていただいております。当然バス料金よりは若干高く、タクシーの初乗り料金よりは若干安くというところでの設定をさせていただいていますので、現時点で、金額の変更というのは考えておりません。以上となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　それとですね、今回の施策の対象者は大体高齢者が多い、対象になっているということでしたので、私もアプリを使って操作してみたんですけれども、結構ハードルが高い印象があって、自分も先週金曜日に5,000円分の登録をしたんですけれども、週末で使ってみようと思っていたら、なかなか場所設定から、なかなか操作が難しくて、急いでいるときには使えないなということが感じました。この辺の課題に関しては、これからさらによくなっていくのかどうか、教えてもらえますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。高齢者の方がスマホなどで利用できない場合についてはですね、コールセンターの受付も行って配車しておりますので、そのあたりで対応していきたいというところと、今後は、おっしゃるように、高齢者の方がスマホが使いにくいということの課題に関してはですね、今後、関係部署と連携を図って、スマホ教室などでもアプリの利用方法を周知を行ってまいりたいと思っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ありがとうございます。富信議員とのやり取りの中で、時間どおりに来てくれないという課題もあるという話があったと思います。定時制がなかなか確保できないとなると、利用者の機会もかなり制限されるのではないかと思いますが、その辺についてはどう感じていますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。定時制という視点での質問ですが、このアプリの制度上、７分以上待たす場合については予約を受け付けないという形になっておりますので、極力７分以上待つことは、システム上ですね、そういった形になっているというところでございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　それから今の時間帯、それを延長したりする可能性はありますか。というのはですね、私も結構週末に、もし那覇とかに会合とかで飲みに出るという機会があるときに、なかなかタクシーもつかまらないという状況があると。ほかの友達のほうからも、歩いて帰ってきたよという話を聞いたこともありまして、こういうときの利用も、今後、ニーズはあると思うんですけど、延長するという考えは今のところないのでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。時間帯につきましても、先ほど料金の設定でちょっと述べたようにですね、南風原町の地域公共交通課題で、タクシー事業者とバス事業者も協議した上で時間設定をさせていただいているところです。今年度、効果検証の中で、こういったニーズが高いようであれば、時間の延長であったり、こういったところは工夫していきたいと考えておりますが、今年度の効果検証を分析した上で、検証を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　県が９月に実施した公共バスの無料化の日、水曜日と日曜日でしたかね。ここではやっぱり無料化になっているということで、比較するとやっぱり金額が出る分、損になるなという印象もあるんですけれども、この辺の使い勝手、そういう日は安くするということはできないのか、確認します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。今回、県が実施している路線バスなどの無料化についてはですね、公共交通の利用促進という目的が大きな目的と伺っております。本町のｍｏｂｉについてはあくまで地域公共交通として、町域内での移動支援を目的にしておりますが、これまでのちょっと、事例の中ではｍｏｂｉを利用して新川のバスターミナルですね、那覇バスさんのところであったり、バス停までの移動ということが見られますので、こういった事例を踏まえますと、路線バスなどを利用することも想定されているんじゃないかな、利用されているんじゃないかなというふうに考えていますので、公共交通の利用促進という視点では、乖離はないものと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ｍｏｂｉについてはありがとうございます。この辺で終わりますけれども、誰もが快適に移動しやすいという基本理念に沿って、次の一手、ｍｏｂｉもやりながらですね、例えば先ほどおっしゃっていた新川の営業所までの交通手段として、シェアサイクルとかそういうことも考えられるのではないかと考えますが、その辺についての考えはありませんか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えさせていただきます。シェアサイクルということのご質問でしたが、現時点ではですね、役割がｍｏｂｉとかぶっている部分が多々ありますので、シェアサイクルについては、中長期的に検討してまいりたいと思っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ありがとうございます。シェアサイクル事業はですね、ネットで調べてもやはり失敗例が結構多くて、成功事例を探すと、静岡市が唯一かなと思っていますが、できているところがあるということは、やっぱり可能性はちょっとあるので、是非今後も、自分も西原町のシェアサイクルの最初の頃からチェックしていました。最初は全然使われていなかったんですけど、最近は何台か利用されているのもよく見るので、多分県内でも、やっぱりバスの便が減ったり、やはりなかなか不便な状況になってきている現状から、そういう施策も必要ではないかなと思って質問しました。

　次に（２）に行きます。県の地域公共交通協議会についてですけれども、県のこの計画は、地域交通法の改定で、地方自治体による策定が努力義務化されたと。県が今年５月に策定した県地域公共交通計画の推進に向けて７月１日の新聞報道でですね、第１回の会合を開いたという記事が出ていました。県は、対象を本島の陸上交通とし、基本方針、マイカーに依存しなくても安心快適で活力ある沖縄を築く交通社会の実現を目指すとあります。第２会合も開催されているのか……、その前に、県の担当課のホームページに掲載された出席者名簿で確認したところ、本町の出席がなかったことがちょっと残念ですが、これは何か理由があるんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。ちょうどこの開催日が定例議会と、町の、重なっていたため、不参加とさせていただいております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　この会議は、仁士議員の質問の２の（３）につながる内容になっているのかなと考えますが、バスの再編ですね。この辺についてはどう考えますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。そうですね、バス路線の再編については、当然南風原町だけではなくて、県内の自治体が当然課題と捉えているというところです。今回の沖縄県の地域公共交通計画の中で、横軸として那覇・南風原・与那原間を基幹バスシステムというところで位置づけられているというところで、今後、沖縄県を中心にですね、仁士議員の答弁でも述べたように、町独自、単独だけではなくて、近隣自治体、当然関係機関である国、県、バス事業者とかこういったところも踏まえて、この可能性について検証していくものだと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ありがとうございます。新聞でも載っていましたね。中南部都市圏の骨格軸を形成する基幹バスシステムの導入。これや拠点結節点の拡充整備など24施策を掲げているということでした。本町の課題、いろいろあると思いますけれども、公共バスの路線の廃止だったり、便数の減少だったり、高速出口インターの朝夕の渋滞ですね。その他の課題などは、その施策によって解決に向かうと考えていいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。様々南風原町の課題としては、南風原町の交通基本計画で掲げている様々な課題があるんですけれども、当然沖縄県の地域公共交通計画の中ではですね、骨格軸として位置づけであったりというところが掲載されております。それで、南風原町の課題が全て県の基本計画でクリアするかというと、やっぱり細かな部分、地域における、例えば生活道路の安全対策とか、こういった細かな部分については、当然網羅していない部分がございますので、細かな部分については、南風原町の交通基本計画であったり、交通戦略で、基づいて、少し段階的に解決していくものだと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ありがとうございました。私はですね、今後の公共交通の在り方として、大変大転換期に来ているのかなと考えています。自分の考える公共交通の施策としてはですね、バスの無料化、かなりお金がかかるので財源どうするかという話になってくるんですけれども、観光客500万人当時、コロナの影響がないときはもうすぐ1,000万人と、それぐらいの観光客が来ていた状況からすれば、１人5,000円とか3,000円とかを入県料で取って、それからその代わりに、県内自由に乗れる、ただで乗れるという施策をすれば、県民も大変助かるし、観光客にも、その金額で回れるのであれば、私が視察とかで東京とかに行くと、それぐらいの金額を結構使っているので、彼ら、観光客の方たちからも喜ばれるんじゃないかなと。自由にあちこち行けるということは。そういうやり方で進められるんだったら非常に面白い観光にもなると。つながっていくし、都市、都会だけじゃなく、那覇だけじゃなくて、過疎地と言われているところでも、いろんな生産物がありますので、そういうのを食べに、ただで行けるとなると、いろんな人たちの動きが活発化してくるなということが考えられると思います。今回の無料化の実証実験も、そういうことで喜んでいる意見とかが、今日の新聞にも載っていました。なので、南風原町の町民の中でもですね、いろんなアイデアが、意見があると思います。そういうのをすくい上げて、県にプレゼンするぐらいの、そういう気持ちで関わってもらえたら、今後、すばらしい南風原町がさらに進むんじゃないかなと思って、この質問を終わります。

　質問２です。町学力向上推進目標「読解力」の育成に、「あのねちょう教育」も取り組めないか。（１）児童生徒への読解力の育成の成果はどうか。不登校児童生徒の減少にも繋がっているか。（２）40年前に神戸市の教師から始まった「あのねちょう教育」とは何か。（３）「あのねちょう教育」も読解力育成の一助になると思うが、どうか。以上、よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　質問事項２の（１）についてです。児童生徒の読解力育成については、学校のリーディングスキルへの取組状況に応じて向上しているものと感じております。不登校児童生徒との関連性は調査しておりませんので判断できません。

　（２）についてです。確認したところ、あのねちょう教育とは、先生と子どもの対話ノートのような取り組みだと聞いております。

　（３）についてです。「あのねちょう教育」の導入は考えておりませんが、文書を書くことは読解力育成の一助となると考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　答弁ありがとうございました。対話ノートというのは、もう既に南風原町の学校でも取り組んでいらっしゃるということですかね。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。南風原町のほうで導入されているのかどうかは、確認できておりません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ありがとうございます。飛ばしてしまいました。（１）の質問はですね、児童生徒への読解力の育成の成果が、私たちがやっぱり評価するとしたら、やはり読解力が上がれば必然的に授業の理解度が上がっていくと。それがテストの点数にも反映されるのではないかなということで、テストの点数がなかなか上がっていかないという結果があれば、やはり読解力の育成がうまくいっていないのではないかと推察しました。授業の理解度も上がらず、児童生徒が学校に行くのも、そうなってくると楽しくなくなって、不登校の児童生徒もなかなか減らない要因ではないかなという推測から、この質問をしています。40年前に神戸の教師から始まった「あのねちょう」という取組が、９月１日の新聞に紹介されていました。この記事を読んで、実際自分もこの本を買って読んでいます。子どもたちの、毎日書かされ、義務になっている日記がですね、先生もそれに対して、また翌日にちゃんと返すというこの取組が、40年も続けられていたと。その効果が、その教え子たちにも広がって続いているという現状があると。この教育が、やはり本町の進めている読解力の育成につながる一つになるんじゃないかなということで、この質問をしています。学校の先生方も努力、教育委員会の努力も、所管の教育委員会の審議の中でしっかり伝わっているんですけれども、なかなか不登校解消に至らないという原因が、もしかしたら、これまでの対策とは別のところにあるのかもしれないということで、いろいろ考えていたところ、この新聞報道を見てちょっと考えました。クラスの生徒たちと、毎日の交換日記でコミュニケーションを取る先生の手法ですけれども、これが40年たっても受け継がれているという、この内容はやはり、先生と児童たちの毎日交換する日常、これをコミュニケーションツールとして、子どもたちとの意見交換ができて、子どもたちの視点や気づきに、先生自身も気づいて、先生が逆に学んだり感心したり、一人一人の成長を確信できたと。そういうテストだけでは理解できない児童たちの心の深い部分の人間性だったり、大人と変わらない目線だったり、そういう、もっと純粋で尊い何かを先生自身も発見できて、大変労力がいる作業だと思うんですね、毎日こうやって何十人もの子どもの日記を見て、返事を書くという作業。これをすることができたというのは、やはりそれにやりがいが得られる何かがあるんだなということを感じています。是非この教育を導入できれば、南風原町の教員、教師の皆さんが、児童生徒とじっくりコミュニケーションを取る時間をしっかりつくるためのツールになると考えますが、どうでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。先ほど答弁でも、教育長の答弁からもありましたとおり、今あのねちょう教育の導入自体は考えておりません。ただ、おっしゃられるとおり、子どもたちの文書を書くということ自体は、読解力の育成につながるというふうに考えています。ただ、今あのねちょう教育というものを新しく入れるということは、現状の学校現場のほうでは厳しいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　去る８月15日に開催された沖教組島尻支部での教職員の方々との意見交換でも、先生たちが仕事に追われて残業がなかなか減らない状況であることも理解しています。私からですね、あのねちょう教育という新たな提案は、やっぱり反発を招くだろうということも推測されます。ただ、この本を教職にいた伊佐議員に紹介したとき、少し意見交換をした中で、私が理解したのはですね、先ほども申し上げたように、あのねちょうでの毎日の交換日記のやり取り、教師にとっては本当に大変な作業負担で、誰にでもできることではないということです。生徒一人一人、みんな違ってみんないいという、だけども、先生もやっぱりそれは同じではないかと。先生も一人一人、得意な指導方法があってしかるべきで、画一的な指導が唯一ではないと思います。ということで、調べてみると、文科省のホームページからも、学習指導要領は基準性を有することから、示している内容は全ての児童に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、児童の学習状況など、その実態などに応じて必要がある場合は、各学校の判断により学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能であるとのことから、目標まで到達するアプローチは多種多様、無限にあって当然ではないか。先生たちにもっと自由に選択させてもいいのではないかなと感じました。同僚議員が前に、お孫さんが先生に「疲れているんじゃないですか」と質問したところ、お孫さんは、てっきり先生が否定するのだろうと想定していたが、先生は素直に「もう疲れているんだ」と答えたことに、教師って大変な仕事なんだなとショックを受けたと話していました。教える側の先生たちが楽しく仕事を全うできない環境で、その授業を受ける児童生徒たちが楽しく学べるわけはないと思います。担任の先生と児童生徒が毎日あのねちょうを介してコミュニケーションスキルを磨く。大事なのは、あのねちょうではなくてコミュニケーションスキルを磨く機会をしっかり確保することだなと思いました。あのねちょうもその一つの方法で、それが得意な先生は使ってみる、得意でない教師は別のアプローチの方法を使ってみる。そうやって教師自らが工夫して、児童生徒のコミュニケーションスキルを磨いてあげると。コミュニティスクールで、地域の大人が児童生徒たちとの交流が増えることも、そのコミュニケーション能力の向上、そしてそれが読解力向上に寄与するんだろうと考えています。まずは実績のあるあのねちょうでの対話時間を増やしてみる方法で、不登校になるきっかけを減らすことにもつながるのではないかと思って、この質問をしました。ということで、この質問を終わります。

　質問３です。地域防災計画第４節災害の想定（４）土砂災害について。（１）表層崩壊を想定とは何か。（２）北丘幼稚園東南斜面から流出する鉄砲水などの課題について。（３）新川から北丘小への斜面とその周辺地域の防災計画は。以上、よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項３、（１）についてお答えします。土砂災害警戒区域等の斜面地の表層を覆っている土壌部分が、大雨等の影響で崩れ落ちる状況を想定しております。

　（３）です。北丘小学校の北側斜面や北丘ハイツの斜面地等は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域に指定されています。そのため、大雨等により土砂災害警戒情報が発表された際に、土砂災害警戒区域に迅速な避難指示を行うこと、また日頃から当該地域の住民への周知・啓発に努めるものとなっています。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　（２）についてです。斜面から流れ出る雨水を確認しました。北丘幼稚園側に町が設置した排水設備等に不備が無いか確認して対応してまいります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　答弁ありがとうございました。この質問はですね、６月18日の火曜日に私が北丘小学校の読み聞かせボランティア活動をする中で、大雨の中、歩いて登校していたときに、その当時の体育館改築工事現場から、かなりの雨水が道路のほうに流れてきていたというのを、ちょっとびっくりして、動画を撮ったんですけど、これはもう帰りの、雨が大分やんだときに撮ったので、そんなに記録したものにはあんまり載っていないんですけれども、この量がちょっとどうなるのかなという素朴な疑問があったのと、その後、７月中旬に北丘幼稚園の南東側の壁面に隣接する住民の方から、偶然にも土砂の相談があったので、これ何かつながっているなという思いからですね、ちょっと現場を調べてみました。北丘幼稚園のフェンスがあるんですけれども、その外側にＵ字溝が整備されているんですけれども、割れたり、穴が空いていたりして、本来の機能が使えなくなっているんじゃないかなというのを、自分としては目視で確認したつもりです。ここからですね、まず聞きたかったのは、今回防災計画を策定している中で、ここの斜面も警戒区域に入っているのかなと思ったんですけれども、ここは入っていないんですかね。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。北丘幼稚園東南斜面、こちらの区域につきましては、土砂災害警戒区域には含まれておりません。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ありがとうございます。まずその確認のための質問をしました。今後、不備がないか確認していくということなので、経過はちょっとこれからになると思いますけれども、また次の定例会、その次までに経過を確認しながら、次の一般質問につなげるのかどうか考えていきたいと思いますが、やはり住んでいらっしゃる住民の方から、切実な声が聞かれるわけです。大雨が降ったときに、自分たちのベランダの、庭のほうがもうプールになるんだよとかいう話があってですね、やはり声は、なかなか上げても伝わっていないみたいな話だったので、こういう昨日、おとといの大雨の中で、また心配ごとが増えているんじゃないかなと思ったので、もしそういう機会に、一言電話などで確認してあげれば落ち着くというか、信頼関係も構築されると思いますので、そういう気配り、配慮がなされることを期待しています。ということで、質問３を終わります。

　質問４です。家庭菜園の土いじりは、健康増進に役立つ。（１）医療費増加への抑制効果も期待できると思うが、保健福祉課で取り組む施策は考えられないか。（２）学校や役場でも心身疲労で休職する職員が増えている。校内や職場内菜園で土いじりの機会を作れないか。以上、よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項４、（１）についてお答えします。医療費抑制の視点から家庭菜園を通した保健活動を行う考えはございません。

　（２）についてです。今のところ土いじりの機会を作る考えはございません。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　答弁ありがとうございます。けんもほろろというか、取りつく島もないという感じがありますが、医療費抑制の視点というのはですね、言い換えれば健康に過ごせるということなので、この家庭菜園を通して健康になる、そういう施策が保健活動につながっていくと私も考えているんですが、それは本町の財政状況、そして新たに建設を計画している町民体育館への、これから大きな支出が考えられると。その支出をどこで補うかと言えば、やはり医療費を抑制する施策が大変重要じゃないかなと考えていることからの質問です。土いじりが注目されている。最近あったテレビ番組やインターネットもですね、ガーデンセラピーという言葉が今注目を浴びていることを、担当課の方々はご存じでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　大宜見洋文議員のご質問にお答えします。洋文議員から提供のありました土いじりに関するサイトを拝見いたしました。書いてありましたとおり、効用がある内容でして、家庭菜園の土いじりが健康づくりに役立つというものを否定するつもりはございません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　自分自身もですね、私自身も自然栽培農業を実践して、実際に健康を実感するところです。最近人気のテレビ番組でも次々と取り上げられていることから、やはり楽しく仕事をするためにも、こういう息抜きということも必要じゃないかなと。そういうことで、植物や緑の力を健康に生かすガーデンセラピーが注目を集めていると新聞やネットでも多く取り上げられています。肥料も農薬も除草剤も使わない自然栽培農業とガーデンセラピーは、とても親和性が高いと考えます。自然や予防医学といった人の健康を扱う分野と統合、融合した環境健康学という学問があり、植物の療法的効果、医療福祉施設の緑化、緑地福祉、人と植物の関わりなどを研究するそうです。是非本町でもその分野の研究者とタイアップして、調査研究などできないでしょうか。例えば、産業医の先生とかに提案して、効果の実証実験をしてみるというのもいいと思うんですが、どうでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。議員おっしゃる施策等々ございますが、医療費適正化につきましては、様々な方策等々、調査研究してまいります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ありがとうございます。社協にも確認しましたら、先ほどみゆき議員の質問にあった認知症カフェ、地域包括支援センター、保健福祉課と共催で実施している中でですね、プランターでのガーデンセラピーと言っていいのか、こういう土いじりをやっていますよという報告がありました。こういうところででもやっているということなので、是非こういうのと一緒に、そういう医療の専門家のほうからの知見ももらえるような取組がされると、今後につながっていくのじゃないかなと思っています。是非、もしそういうことを実践する場合、お声かけていただけたらうれしいなと思って、質問を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時41分）

再開（午前11時42分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。３番　當眞嗣春議員。

〔當眞嗣春議員　登壇〕

**○３番　當眞嗣春君**　よろしくお願いします。ちょうど私はこの９月で、議員になって２年目を迎え、折り返し地点に立っています。議会もね、当初は緊張しましたけれども、この緊張感を緩めることなくですね、あと２年間また頑張っていきたいと思います。質問の前に所感を若干述べたいと思います。近年、岸田政権は軍事費の大幅増額や次期戦闘機の共同開発と武器輸出、自衛隊の統合作戦司令部の創設、さらには経済秘密保護法など、戦争する国づくりを進めています。また、沖縄戦を想起する先島諸島での避難訓練や、44年ぶりに再開された中国の大陸間弾道弾ミサイルの打ち上げ実験、さらには海上自衛隊やドイツの艦艇による台湾海峡通過など、私、国民の命と財産に対するリスクが大きくのしかかっています。私は昨年の12月の一般質問で、国際法上の主権国家と憲法が定めた三原則の規定を実現する地方自治体の存在意義、義務について述べました。今議会にも改めて、その内容について述べて、思いを共有したいと思います。憲法の規定による独立国家日本は、憲法により構成員としての国民の存在と国民主権主義の原理による中央政府を置いて、独立国家として国際社会の中で認められています。また、国家体制の基本として、１国民主権主義、２基本的人権主義、３恒久平和主義の三原則を規定しています。国民主権の制度によって、全ての人の基本的人権を保障すること、その不可欠の条件として恒久平和を実現すると規定しています。憲法前文は、恒久平和を全人類の平和的生存権の実現と規定して、他の国家に対してその具体化への呼びかけを行っています。日本国民は全知を挙げて、この崇高な理想と目標を達成することを誓うとしています。これはまさに、そのまま地方政治の存在意義と政府の任務に直結するものです。常に変わらず平和であること、永久に平和で争いごとがない状態にすること、そこに地方自治体の存在意義があり、私たち地方議員の役割があると思います。以上の観点を踏まえて質問をします。質問は一括質問、答弁は一問一答でお願いをします。それでは質問します。

　１．改正地方自治法について。（１）改正地方自治法（本年６月19日成立、同年９月施行）に対する町長の見解・評価を伺う。（２）同法第14章、「国と地方公共団体との関係等の特例」について見解を伺う。（３）同法は憲法第92条の「地方自治の本旨」を著しく侵害するものと考えるが町長の見解を問う。（４）地方自治法の改正（指示権）は「非平時」に際し、地方自治体と自治体職員、国民を動員するもの。岸田政権による「戦える国づくり」のために地方公共団体を国の下請け機関化するもの。戦争へとつながる「指示権」が発動された場合には、断固拒否し、町民の生命・財産を守る立場から奮闘していただきたいと考えます。町長の見解を伺います。

　大きな２番目、指定管理者制度について。（１）指定管理者制度の趣旨・目的について、町長の見解を問う。（２）指定管理者制度が導入されている、本町の施設数は何施設か。また、その選定において公募と指定の割合はどうなっているか伺う。（３）総務省が行っている「管理者制度の導入状況に関する調査」（３年ごとの実態調査）における、本町の指定管理者制度導入施設件数の推移と指定取り消し件数の推移について伺う。（４）2015年以降、指定管理者制度などの公共サービス民営化による労働条件への不満、サービスの低下や安全性に対する不満及び事件・事故の件数・内容について問う。（５）各指定業者を評価する、本町の体制は確立されているか。

　大きな３番目、学校給食の無償化について。（１）本町の中学校給食の保護者負担金額について問う。（２）2025年度から実施される、中学校の給食費の２分の１相当の補助金について、本町の施策について伺う。（３）無償化について、幼稚園、小学校、中学校の実態調査の実施を求める。

　大きな４、こども医療費助成制度について。（１）厚生労働省、６月26日付「令和７年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分について」にある、こども医療の適正化等の取組の内容と本町の対応について伺う。以上です。答弁よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１、（１）についてお答えします。（１）から（４）は一括で答弁をいたします。法律の制定・改廃については、国の役割となっておりますので見解や評価を述べる立場にはないと考えております。

　続きまして質問事項２の（１）についてです。指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人や団体に公の施設の管理を代行させる制度であり、民間のノウハウやアイデアを活用して公共施設の運用を行うことで、住民サービスの質の向上や、費用対効果の向上を図ることを目的としていると認識をしております。

　（２）についてです。指定管理を行っている施設は13施設となっております。指定管理を行っている団体は自治会や公共的な団体となっております。そのため、公募は行っておらず、自治会等からの申請を受けて、町が指定管理者の候補者として議会の議決を経た後に指定を行っています

　（３）です。町の指定管理者制度導入施設は13施設となっており、施設数は平成27年度以降増減はありません。また、これまで指定取り消しはございません。

　（４）です。指定管理者制度によるサービス低下はございません。また、労働条件の不満、事件・事故等の報告もありません。

　（５）です。本町では、自治会や公共的な団体などに指定管理を委任しております。今後、民間事業者を対象とする指定管理委託業務がある場合には、評価の手法について調査研究をしてまいります。

　質問事項４、（１）についてです。保険者努力支援制度とは、国が特定健診受診率や収納率等の適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を加点・減点した合計点数で市町村に交付金を交付する制度です。令和７年度に新設された「こども医療費の適正化等の取組」では、60点満点中10点の加算となります。保険者努力支援制度のいかんに関わらず、本町は現行のこども医療費助成制度を維持する方針に変わりはございません。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　質問事項３の（１）についてです。学校給食費の中学生１人あたりの保護者負担額は１ヶ月5,000円で、年間５万5,000円になります。

　（２）についてです。９月に行われた沖縄県の説明会において「補助金は中学生の学校給食費の保護者負担分減免の使途に充てること」との説明がありましたので、本町でも、その対象経費に活用したいと考えております。

　（３）についてです。令和６年３月沖縄県が、学校給食費の支援のあり方を検討するにあたり「学校給食実態調査」を既に行っていることから、本町独自の調査は考えておりません。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時54分）

再開（午後０時59分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　引き続き、午後も質問を行っていきたいと思います。私は今回の一般質問を４点出してありますけれども、この４点のうちの最初の質問ですね、１点目。ここに、時間配分では約８割ぐらいを受けて議論しようかなと思っていたんですけれども、執行部側の答弁を見ると、評価を述べる立場にありませんと、あまりにも簡潔な答弁であります。ああ、そうですかというわけにはいかないんですね。それで、この１番についてもう少し突っ込んで議論をしたいと思いますけれども、見解・評価を述べる立場にないというような答弁ですけれども、これ僕は、６月の一般質問でも日米共同声明の中身について質問をしたときに、やっぱり同じような答弁で立場にないということで、その件について若干議論はしたんですけれども、この討論の流れで町長はこんなことを言っています。行政を運営する立場なんだと、町長はね。決められた法治国家ですから、決められたらこの法律に沿って進めていくと。自分は執行する立場だからということを述べていましたけれども、今回もそういう立場で、述べる立場にないと述べているのかですね、そこら辺をちょっと確認したいと。これ１つ目です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えします。まず今回の嗣春議員の一般質問に関してですね、述べる立場にないとお答えしましたが、そもそも一般質問の趣旨内容は、町の会議規則によって、町の事務に関することについてということで規定されていることから、これは法律改正ですから、我々は改正された法律にのっとって事務を進めていくんですが、その法律の内容、制定、改廃については、国にその役割がありますので、それは町の事務ではないためにお答えできませんという回答としております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　今の答弁ですね、法律を執行する立場だから、述べる立場にないというふうに理解してもよろしいんですか。そうだとすると、僕は冒頭で述べました。憲法の位置づけですね。恒久平和を実現するためにその存在はあるということを述べました。当然南風原町においても、町長を先頭に、戦争への危機を回避するために、それなりに奮闘するということは求められていると思います。そうした場合に、国から指示されたんで、それに従わなければならないと。もっと広げると戦争に協力をしなければならないというふうなことになるんじゃないかと思うんですよ。本当に、住民の財産、命を守るという立場から、やっぱり欠落してしまうんじゃないかという、僕は懸念があります。そのことと関連してですね、後の質問でも述べるんですけれども、2000年に施行された地方分権一括法というのが通っていて、その時点で中央と地方の権利関係が対等・平等になったんですよね。これまでは、明治憲法下で指揮も統一されていて、下請機関みたいな位置づけがされていましたけれども、これはおかしいということで、対等・平等の関係になるんだということが、法律でもちゃんと定められています。僕はやっぱりその法律にも、少し後退するんじゃないかというに考えています。行政運営する責任がある。その行政の中身が戦争という方向へ進みつつあるというときに、やっぱり自治権を発揮して、これに対してしっかり意見を述べる必要があると思うし、戦争という危機から回避するための努力をするということは、町長のやっぱり任務であり、僕らの任務でもあると思います。そこら辺から、今回の答弁、ちょっと腑に落ちないなと思っていますけれども、そういう憲法の視点からして、決められたことに対して執行する義務があるという、その義務と憲法との兼ね合いで、そこら辺はどう捉えたらよろしいでしょうかね。答弁をお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。まず、この改正自治法については国から通知がありまして、その中において、この憲法に沿って法律は改正されております。この法律については、地方分権一括法の国と地方についての関係性に何ら違反するものではないというふうに、国から通知があります。そういうことの通知があって、違反をするものではないということと、また我々は法律に沿って行政運営を進めていきますので、それに粛々と対応してまいりたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　答弁の内容は分かるんですけれどもね。沖縄県民、日本国民は、以前にとても苦い経験があります。中央からの、こういう趣旨で、第二次世界大戦という方向に持って行かれたんですよね。指揮が統一されたから。この反省の下に今回の地方分権一括法というものができているんですよね。同じことを二度と繰り返さないためにというのもあります。今回の改正法案ですけれども、僕はこのように考えています。先ほどの地方分権一括法とも関連するんですけれども、その前に、地方は立場にないって町長は述べていますけれども、町長、今回のこの改正法について、全国のトップ、知事等に全国アンケートを取っています。タイムスにも報道されました。これを見たときに、僕の主観で、残念ながら南風原町長は評価するというふうに答えているんです。今度の改正に町長は評価をするというような回答が載っています。全国に比較して沖縄は46％。全国からして少なかったんですけれども、それでも評価をすると回答していますけれども、この評価をしたことと、今回私が質問したことと、矛盾するんじゃないかと思いますけれども、評価をしたんであれば、評価した内容を、そこを答弁することはできませんか。どういう理由で評価したのかという。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。まず、冒頭での一般質問について、会議規則にのっとって我々答弁していますので、嗣春議員がおっしゃいましたマスコミのアンケートについては、それはアンケートとして回答しております。しかしながら、今議場では一般質問という質問を受けておりまして、その一般質問は、議会会議規則にのっとって進めておりますので、我々は、冒頭おっしゃったとおり、町の事務について答弁するということになっておりますので、所見を述べることはできませんということとなります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　ちょっと確認しますけれども、議会運営上の方針と全国アンケートに対する答えというのは、全然別問題なんだということですか。分かりました。今回の改正自治法の内容ですね、大体３つの柱からなっているんですよね。ちょうどいい機会ですので、この場で中身についても、若干中身を共有したいと思いますけれども、この３つの柱の１つ目が、ＤＸの進展を踏まえた対応の問題です。これは１つ目です。２つ目は、地域の多様な主体の連携及び協働の推進が２つ目です。３つ目、これが問題なんですよね。３つ目が、大規模な災害や感染症の蔓延、その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全性に重大な影響を及ぼす事態における特例というのが、新しく第14章ができたんです。この14章が問題です。と僕は思うんですね。この14章についてですけれども、今回の改正自治法は、第33次地方制度調査会というのが持たれていまして、これは首相の諮問機関ですけれども、これが、ポストコロナ禍における経済社会に対する地方制度の在り方に関する答申を出したんです。これが去年の12月21日です。政府は、この答申を受けて今年の３月１日に閣議決定したわけです、この答申を。閣議決定して、この地方自治法法案は５月７日の衆議院で審議をされ、その後、衆参両院における審議、採択を経て６月19日に成立をしています。こういう経過で成立していますけれども、この改正の狙いはですね、ポストコロナは、新型コロナ禍で行政の混乱や様々な経験をしました。コロナ禍でとても混乱しました。こういう経験を経て、従来の延長線ではない生活様式や働き方の価値観だとか世界観が大きく変化していると。これを踏まえて、政府は、大規模災害やコロナ禍において、国と地方自治体の調整、連絡が不十分であったことを指示権拡大の理由としています。この14条というのは、国が地方に対する指示権を拡大したわけです。指示権を広げたのです。どこまで広げたのか。どういうときに発効するのかというところはまだ曖昧ですけれども、そういう形で指示権を拡大するために、今回の改正法が出来上がったという内容です。政府は、災害や感染症について、個別法の改正で対応が済んでいる。こういう災害や感染症に対してはですね、国の指示権というのがあって、この指示権の内容も約360件余りの指示があるわけですよね。いろんな個別的な意見に対して、対応する手だてが362件もあると。これで大体処理できていると。個別で対応できていますという見解を持っているんですよ。だのに、何で指示権をかざす必要があるのかという問題です。さっき述べたように個別法における指示権指定は362件あります。この指示規定のどこに問題があるのか。この362件では足りないのか。あるいはどういう指示権が必要なのかという、こういう検証は全くやられていません。とにかく、指示権を広げるという狙いです。今度の査問委員会でも、重大な影響を及ぼすと表現されていますけれども、その重大な影響はどういうことかということですけれども、これは、他国から攻撃を受けた場合ということに対して、政府のほうは非平時と表現しています。非平時、平時ではない。つまり有事ということです。この攻撃を受けたときという標語を、非平時という標語に変えて議論をしていますということは、政府の方も認めているんですよ。要するに、攻撃されたときに対応する、そのための指示権の拡大ですということが分からないようにしているわけです。だから僕らはそこを、やっぱり見抜く必要があると思います。結局ですね、コロナ禍で混乱に対応したということを理由に述べていますけれども、このコロナ禍においては、国が緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の適用を行わなかった。その時々に素早く対応しなかったというのが、コロナ禍で混乱を巻き起こした原因だと思います。そのことが、医療崩壊寸前までの状況を招いた結果なんです。指示権の問題じゃないんですよね。それから大規模災害に関しても、やっぱり現場の状況を掌握している地方自治体が責任を持って対処すべきであって、国がやるべきことはですね、財政支援など、後方支援に徹することが重要だと思います。だから今回、指示権の拡大というのが第14条に述べられていますけれども、これは指示権の問題ではないんですよね。政府がやるべきことをやらなかったというのが問題で、これにかこつけて指示権を広げて、これを戦争等に持っていこうという魂胆があるんじゃないかと。ですから、とても大事な、さっき述べたように県民の命と、それに関わる法案ですので、そこに対してはやっぱり毅然とした態度を取り組まなければならないんじゃないかというふうに思いますけれども、私の今の説明を聞いて、改めて答弁をお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　ただいまの當眞議員のご質問にお答えをいたします。今回の法律改正に関する見解と評価に関しましては、先ほど来答弁しているとおりでございます。私は以前も答弁したかと思いますけれども、町民の生命、財産を守るという立場から、交通事故あるいはまた自然災害等々、いろんなことから町民の皆さんの生命と財産を守るという立場から、行政運営を担っておりますので、そのようにご理解くださるようお願いをいたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　答弁ですけれども、ちょっと悪い言い方をしてしまうかもしれませんが、僕は結局、自治権の放棄に値するんじゃないかというふうに考えます。そこでですね、先ほど述べたんですけれども、地方分権一括法について、また少し議論をしたいと思いますけれども、先ほど述べたように、2000年から施行されている地方分権一括法ですけれども、これは国が包括的指揮監督権、あのときは持っていました。持っていたんですよね。こういう権限を持って、地方公共団体を国の下部機関と位置づける機関委任事務ということがやられていましたけれども、そのことを廃止したわけですよね。この地方分権一括法はですね。廃止をして、国と地方公共団体の関与のルールを決めて定めることによって、国と地方公共団体の関係を対等・平等の関係にしたという流れがあります。これは、憲法が地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めると。これが憲法92条に明記されている内容です。そして自治体の規定を具体化したもの、これに基づいて国の地方公共団体に対する指示権は、法定受託事務については、地方自治体法で違法性の場合に一般的に認められています。認められていますけれども、地方公共団体の自主性を尊重すべき自治事務については、国民の生命、身体または財産の保護のため、緊急に自治事務の的確な処理を講ずる必要がある場合など、特に必要と認めている場合に限って、個別法で指示権の根拠規定を設けるとされています。これが地方自治法245条の３に当たる内容です。今回の改正は、個別の根拠規定なしに、一般法たる地方政治を改正して、法定受託事務に関する指示権行使の要件を緩和する。緩和するばかりかですよ。自治事務についても、法定受託事務と同じ要件で、国の地方公共に対する指示権を広く認めたものであると。憲法の規定する地方自治法の本旨、これを著しく反するものになるという内容の法律じゃないかと見ているんです。もしそうであった場合に、自治体としてどういう対応を取るのかということについて、再度答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　今回の改正自治法については、国でですね、その役割のある国が適切に対応し、適切な手続を経て公布されたものと考えております。また、国からの通知ではですね、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態とはと。その及ぼす被害の過程において大規模な災害、感染症の蔓延に類すると規定されているとおり、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法において、国が役割を果たすこととされている事態に比肩する程度の被害が生じる事態を示すものであり、実際に生じまたは生じるおそれのある事態の規模、対応等に照らして判断されるものであると明記されておりますので、我々もその旨、その法律に従って行政運営を進めていくものと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　ちょっとこれ以上議論をしてもどうかと思いますけれども、この改正法はですね、９月に施行となっていますけれども、来年の予算化に向けて、多分もっと細かくなっていきます。来年９月頃には実施する内容も決まってくると思いますけれども、そこら辺まだまだ不鮮明ですので、具体的にどうのこうのという議論が、果たして今どうなのかということはあるんですけれども、大枠でですね、やっぱりこの改正の中身を捉えて、著しく大きな、県民や国民の命や財産に影響を及ぼすということがあった場合には、それなりの対応をやっぱり自治体もすべきだと私は思います。そこで一つ付け加えたいんですけれども、今回この改正自治法に従わなかった場合にはどうなるのかという。これに要請したけれども、いや自分たちはやりませんと。地方自治法に従わなかった場合にはどうなるのかということに対しても、いろいろ議論をされています。これはこういうことになりますけれども、政府は、補充的な指示は地方公共団体に対して、法的対応義務を課すものであるため、地方自治法の第250条の13及び１項の処分、その他公権力の行使に当たりますと。国の関与に該当する。この関与に該当するものですから、指示には従ってくださいとお願いをしています。自治体の事務は、法定受託事務に限定されずに、自治事務も指示の対象であり、指示に従わなかった場合にはどうしますかっていう、逆に質問していますけれども、これに対して政府は、協議を通して話し合っていくと。地方自治体と折り合いがつかなかった場合には、地方自治と協議をもって推進していきますと書かれているんですよね。じゃあどのような形の協議になりますかという質問に対しては、具体的な説明はありません。ただ、協議をしていくよと。頭ごなしに地方自治体を押さえつけるものじゃないよと言わんばかりの答弁をしています。問題は、この自治法には罰則規定はないということですので、こういう逃げ道もちゃんと確保されていますから、杓子定規に国の言うことをそのものにして進めるんじゃなくて、その時々きちんと対応してですね、先ほど述べた町民の命と財産を守る立場から、しっかり対応していただきたいということを述べて、この件については質問を終わりたいと思います。

　ちょっと時間がありませんので一括……、僕が最初に述べたように、２番目からの質問は、大体僕の言ったとおりの答弁になっていますので、２番目の指定管理については若干述べるにとどめますけれども、南風原町は、自治会や公共団体等が管理者になって運営をしているということを聞いて安心はしていますけれども、この民間委託の件ですね。これは法律で改正されて、営利団体に民間企業も参入できるということで、全国的には、営利団体である民間業者が管理者として必要とされてね、運用されています。この中で、やっぱりいろんな問題が出ているわけですね。那覇でもありました。那覇、浦添、公園管理をしているんですけれども、その公園の草を刈るために、この管理団体は何をしたかというと、除草剤をまいてやったというのが問題になりました。それから皆さんの記憶にもあると思いますけれども、本土のほうで、公営プールでね、小学生が排水溝に飲み込まれて死亡するという例がありましたけれども、あれも、この事件が起こる前に、そこのプールを利用していた大人の方から、排水溝が少しずれているよという指摘を管理員さんに伝えたそうです。伝えたんですけれども、その管理員さんはバイトだったらしいですね。バイトだったもんですから、十分な対応をせずに、結局そこに飲み込まれて死んだという。だから管理運営が非常に曖昧になっていて、いろんな問題が起こっていると。南風原町ではどうなのかということを感じたもんですから、２番目に質問をしたまでですけれども、結果、自治体だとか公営団体がほとんどで民間はできないわけですよね。それで運営されているということでしたので、しっかりチェック機関を町として設けて、今後も運営していくようにしてほしいと。

　あと３番目の質問ですけれども、３番目についてもですね、学校給食の問題で２点目に質問しました。２分の１相当の補助について、本町の施策を述べていますけれども、これは補助金を、中学生の学校給食費の保護者負担軽減分の使途に充てるとありますけれども、これは、南風原町は5,000円です。２分の１ですから2,500円。今後2,500円の給食費にしますというふうに理解してよろしいんですよね。どうでしょう。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　お答えいたします。学校給食費、中学生の月額は5,000円です。この5,000円を県が補助して2,500円ということになりますので、学校給食費が2,500円に定められることではないです。保護者からして2,500円を支払ってもらうということになります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　要するに、月額5,000円ですけれども、これが2,500円になりますというふうに理解していいんですよね。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　保護者の負担が2,500円になると想定しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　こども医療費の助成問題ですけれども、これは今年の６月26日に厚生労働省から通知が来ています。この通知はですね、平たく言いますと、こども医療費無料化になって、窓口負担もゼロになっていますけれども、この窓口負担を復活させようという内容だというふうに僕は理解しています。窓口無料をなくしてやれば、その分、交付金を多めに差し上げますよという内容ですね。全くけしからんと思いましたけれども、町の対応としては、現在のこども医療費の制度をね、維持する方針に変わりはないと。今後もね、医療費無料化でやると。髙良さんからいただいていますので、僕はこの回答のときに拍手をしたいと思いましたよ。是非頑張ってほしいと。子どもの支援、少子化対策等々をやったときに、やっぱりこの社会保障においてのね、補助というのはとても大事なことになりますので、今後とも南風原町の子どもたちの患者のために、頑張っていきたいということを述べて、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時28分）

再開（午後１時29分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。12番　金城憲治議員。

〔金城憲治議員　登壇〕

**○12番　金城憲治君**　改めましてこんにちは。それではですね、午後、ちょっと少し眠たいかもしれませんけれども、一般質問入りたいと思います。まず、近年本町においても、各自治会への防災組織の推進に尽力されていることに感謝申し上げたいと思います。また、今年度より各自治会においてですね、防災組織結成、もしくは何かしら防災に関わる訓練であるとか、そういったことをされた団体に対しては、補助金、そういったものを支給を行っていただけることに、改めて深く感謝申し上げたいと思います。それでは、そういった部分に関連して一般質問入らせていただきたいと思います。一括質問、一括答弁でお願いしたいと思います。それでは行きます。

　大問１．本町の防災・減災の取り組みについて。（１）本町の防災・減災の観点からどのような街づくりを行っているか伺う。（２）本町の防災ＤＸの推進状況を伺う。（３）本町でも、各自治会等へ防災組織への推進を行っているが、消防団との連携について伺います。

　大問２．本町の葬祭費の補助制度について。（１）本町の葬祭費の補助制度には、どのような補助があるか伺います。以上、よろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１、（１）についてお答えいたします。本町では、総合計画で掲げたまちづくり目標である「みどりとまちが調和した安全・安心のまち」を実現するために、行政・町民・団体・企業が連携した防災体制が整ったまちづくりを目指しています。また、東部消防組合等との連携や町民参加による防災訓練の実施、小中高生への講座等による防災・減災の普及啓発を行っております。

　（２）についてです。本町の防災ＤＸの取り組みについては、災害で住家等に被害を受けた場合の「罹災証明書」について、マイナポータルにて発行申請が可能となっております。また、内水氾濫が多い宮平川に河川カメラを設置し、ホームページ上でリアルタイムに河川状況が確認できるよう整備をしております。

　（３）です。町と消防団が連携することで、災害時発生の初期対応が迅速に行われ、被害の拡大を防ぐことができます。また、地域全体の防災意識の向上に繋がることから、消防団との連携については、東部消防本部を通じて連携強化してまいります。

　続きまして質問事項の２点目、（１）についてです。国民健康保険被保険者には葬祭費として２万円の給付がございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　答弁ありがとうございます。それでは大問１、（１）のほうから再質問に入っていきたいと思います。まず、本町でも総合計画で掲げたみどりとまちが調和した安全・安心のまち、そういったことを目指す、実現するために各種団体、もしくは企業、そういった形と連携した防災体制を目指しているというふうになっています。その防災・減災、そういったものを考えたときに、まず考えるのが建物の耐震化、もしくは避難所の整備、防災教育、訓練、断水対策、通信手段の確保、通行手段の確保、非常食の備蓄、災害対応の組織改編、停電対策、もしくは大規模災害に対しては仮設住宅の整備など、そういったものを想定されると言われています。そういったインフラ的なものの観点から、少し区画下水道課のほうにお聞きしたいんですけれども、下水道とか、そういった部分ですごく管とかですね、そういったのが地震とか、そういったもので破裂、破損、そういったものが想定されるんですが、今現時点でこの区画下水道課、下水道埋設については何かしら、防災・減災、そういった観点から工事が行われているんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。下水道管に限ってなんですが、水道管はほぼ地中の中に埋設するような形になりますので、地震時には耐えられるような可撓性を持った構造を採用して施行しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　下水管という棒みたいな形に、パイプみたいな形になると思うんですけど、この可撓性というところ、もう少し具体的に説明してもらってもいいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。可撓性というのは、管と管の継ぎ手とか、あとマンホールと管のつなぎ目ですね、そういうところが地震で揺れた際に抜けないようにとか、そういうのを検討した工法を採用しています。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　本町の下水道の埋設状況からして、大体何割ぐらいがこういった可撓式になっているんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時36分）

再開（午後１時37分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。区画下水道課長。

**○区画下水道課長　中村太一君**　お答えします。すみません、詳しい数字は把握しておりません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　破損すると復旧までには、大体一、二か月とか、そういったふうに想定されるというふうにも言われています。やっぱりどうしても、私たちの生活ではすごく大事なインフラというところになってきますので、そういったのがきちんと耐震化、そういったもので造られているというところに安心を覚えています。ありがとうございます。また、避難所として、よく一時避難所、大規模避難所、そういったものがありますけれども、よく公園、そういったものも避難所とかに指定されていますが、避難所からこの公園とかですね、そういったところについては、防災・減災についてはどういった造りがされているんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　都市整備課長。

**○都市整備課長　大城勝人君**　お答えします。公園施設についてはですね、公園などではかまどベンチや災害用の照明、そういった災害時に対応できる施設の整備を行っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　かまどベンチ、もしくは災害用照明ですかね、そういったものについては今、公園何か所かあると思いますけれども、何か所ぐらいの公園でそういった設備が設置されているんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　都市整備課長。

**○都市整備課長　大城勝人君**　お答えします。今町内では、津嘉山公園の１か所のみとなっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　かまどベンチ、恐らく何かしら災害が起きたときに、炊き出しとか、そういったのができるテーブルというか、食台というか、そういった形のかまど的なものが、そういったベンチが、役割が担えるベンチになっているのかなというふうに考えます。また災害的な照明ですかね。電気がない、そういったときでも恐らくソーラーとか、そういった形で照明がつくという形で理解してよろしいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　都市整備課長。

**○都市整備課長　大城勝人君**　お答えします。そのとおりです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　ありがとうございます。今後、公園、今、津嘉山公園というところに限定していましたけれども、もしくは既存の公園、もしくはまた今後新たに公園を造るとか、そういったところも、今後そういった何かしら防災・減災の観点で、今みたいなかまどベンチ、もしくは災害的な照明の設置、そういったものも検討されるでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　都市整備課長。

**○都市整備課長　大城勝人君**　お答えします。既存の公園や新たな公園を設置する際にはですね、そういった防災・減災に対応するような施設のほうも調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　是非、既存の公園、そういったものも一時避難所、大規模避難所として指定されておりますので、是非かまどベンチとか、そういった形で取替えなり、そういった形で新しく設置できるような形で是非希望したいと思います。同じように、大規模避難所として学校、小中学校があると思いますけれども、教育総務課のほうで何か学校、もしくはそういった設備で、こういった防災・減災の観点で、こういったものが造られていますというのがあったりしますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　お答えいたします。学校の施設についてお答えします。学校施設の体育館、避難所に指定されております。そこで、体育館照明については、調光機能付高天井用ＬＥＤライトをつけて機能強化を行っております。南風原中学校、北丘小学校、翔南小学校体育館がＬＥＤ化されております。令和６年度は南風原小学校も工事を行う予定でございます。また、北丘小学校旧体育館跡地には、かまどベンチを設置する予定でございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　ありがとうございます。ＬＥＤ照明のほうが、こういった防災・減災、そういった部分について対応できているというところです。かまどベンチについても、今後、各小中学校にも増設というんですかね、増やしていくとか、そういった予定はありますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　各学校施設のほうにもですね、かまどベンチについては防災・減災の観点から、調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　ありがとうございます。是非、防災とか減災、そういった観点からですね、こういった一時避難所であるとか、そういったところには、きちんと防災に対応した造り、そういったものが何かしら設備としてあると、町民の皆さんは、本当に何かあったときには助かるだろうし、そういった部分で考えて、今後設置のほうを希望したいというふうに思っています。それではですね、避難所の整備というところでちょっとお聞きしたいんですけれども、今実際避難所の、例えば備蓄、そういったものが整っているところは大体何か所ぐらいあるんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。備蓄品の設置につきましては、現在ちむぐくる館、そちらと各字自治会のほうに水、食料等の備蓄を行っているところです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　各字の自治会と、あとはちむぐくる館ですかね、そういった形で備蓄されているというところになっています。本町の一時避難所を見るとざっと40か所ぐらい、一応一時避難所に指定されているところがありまして、またその他の収容避難というところがございます。収容避難については、大体13か所ぐらいですかね、収容避難に指定されているというふうになっています。ちむぐくる館と各自治会、もしくは収容避難所の中で備蓄が整備されていないという箇所もあるんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。収容避難所、指定避難所等ですね、今備蓄品を設置しているのはちむぐくる館のみとなっております。それ以外の場所については、管理、置場等の状況から設置はしておりませんが、万が一災害が起こった場合には、このちむぐくる館のほうから設置に必要な、避難所のほうですね、そちらのほうに運搬する計画となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　分かりました。設置の置場所とか、そういったスペースが非常に難しいというところかなというふうに考えます。もし仮に、すごく大規模な災害が起きて、南風原町全体が被害に遭ったというような場合になったら、多分町民は近くの一時避難所なり、そういった避難所に避難をされるのかなと思います。もし今、仮にそういったときには、大規模な災害ですので、恐らく道路、そういったものも塞がれて物資が運べないとか、そういったことも想定されるんではないかというようなことが考えられます。もしそうなった場合に、各避難所に備品がない、そういったことがあると、ここの避難所に行ったけど何もない、食料もない、水もない、そういった形になってくると、なかなか厳しい状況が生まれてくるんではないかなというのが想定されます。そうならないためにもですね、各避難所、一時避難所とかそういったところには、せめて収容避難に指定されている箇所については、お水だけでも設置、常備していただきたいかなと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。議員ご指摘のとおり、収容避難所等ですね、大規模災害が起こったときには、速やかな対応が必要かと思います。その上で、水と備蓄品の配備について、今後調査研究して、よりよい整備ができるように努めていきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　是非前向きに検討していただきたいと思います。

　それでは（２）の防災ＤＸのほうに移らせていただきたいと思います。本町のＤＸについてはですね、宮平川の河川監視カメラ、もしくは罹災証明書のマイナポータルにて申請ができるという、発行ですかね、そういったのが一応可能というふうになっています。今後、本町として防災ＤＸに向けてどういった取組を進めていくのか、お教え願えますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。本町の防災ＤＸですね、他市町村参考にしながら、避難所運営ですとか、そういったものについて、町民に速やかに周知できるように取り組んでいきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　今、課長がおっしゃったように、避難所に素早く避難ができるとか、そういった情報の伝達手段というところで、防災チャットポットとか、そういったアプリというんですか、そういったものも導入の検討事項とか、そういったものに入るんではないかというふうに思います。防災ＤＸを行うことで、メリットとしては近くの避難所情報が分かることで素早く避難ができるとか、あとはこの災害のもととなる天候や自然状況を理解できることで二次災害を回避できるとか、あとは事前に安否確認アプリをインストールしていることで、遠隔地であっても家族の安全を確認することができるとか、被災後、今言ったように罹災証明書ですね、そういった公的証明書の発行が受けられるなど、そういったメリットがありますと言われています。災害時は、被害状況を正確に把握するためには、やっぱり伝達情報をスムーズに行うことにより、被害の拡大を妨げる可能性があります。ネットワークやシステム、ロボット、ドローンなどを活用した防災ＤＸの導入は、現場で対応に当たる担当者の負担を減らし、二次災害の予防や迅速な避難誘導、インフラの復旧などにも貢献できると言われています。是非今後はですね、こういった防災ＤＸも進めていけたらなというふうに思っています。そこで今、本町の防災担当者は、人数的には何名ほどいらっしゃるんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。防災担当職員は２名となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　南風原町、４万人以上の人口がいます。２名、これが多いのか少ないかは、何とも言えないところではあるんですけれども、実際災害が起きたときには、やっぱり２名という数字はなかなか厳しいのではないかなというふうに想定されます。そういったのを考えると、やっぱり今後防災ＤＸを進めていって、人員の確保、人員を補う、そういった観点からもですね、ＤＸの推進というところについては、すごく必要ではないかというふうに思っています。是非今後、前向きに検討していただけたらなと思います。

　それでは３番目、本町でも防災組織が何か所か立ち上がっておりますけど、今現在、防災組織は何団体あるんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。現在、町内で７自治会のほうで結成されております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　そうすると去年より１つ増えて、７つに増えたと思います。この７つの自主防災組織ですけれども、恐らく今までに、消防団とかそういった何かしら連携した訓練、もしくはミーティング、そういった場があったんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。過去の各字自治会での防災訓練に対して、消防団との連携ということでの話は、報告のほうは聞いておりません。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　そうですね、南風原町の消防団、ちなみに人数って何名ほどいらっしゃるかご存じでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。現在、12人の方が消防団に在籍しております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　12人。ちょっと思っていたより少し少ないのかなと感じています。これからもいろいろと消防団、よく募集されているので、人数が増えることを期待したいなと思います。答弁にもいただいたように、消防団と連携することで、防災意識の向上にもつながっていくとあります。おっしゃるとおりだなと思っています。やっぱり自主防災組織はですね、防災力を高めるためには、今は防災士であるとか、消防団、企業とかですね、そういったボランティア、そういったものが連携していくことがすごく効果的というふうにも言われていますので、やっぱり南風原町全体が防災を意識するまちづくり、防災を意識した近隣住民とのお付き合い、そういったのを考えると、やっぱり消防団との連携というのも、すごく欠かせないのかなというふうに思います。もし希望できるんであれば、各防災組織があるところと、今12人の消防団員の方ですかね、そういった方々とのミーティングなり、そういった意見交換会というんですかね、そういったのも開催していただけると、近くに消防団員のどなたがいらっしゃるとか、そういったのが把握できて、いろんな緊急的なときには、何かしら連携がしやすくなる、そういった環境もあるんではないかと考えます。私たち喜屋武のほうもですね、今年度中に自主防災を立ち上げるため、今一生懸命頑張っているところでございます。できれば８つ目の自主防災組織になりたいなと思っています。喜屋武の番号もちょうど８番なので「はちはち」でいいのかなと思っていますので、是非年度内には何とか頑張って立ち上げたいと思います。ありがとうございます。

　それでは最後にですね、本町の葬祭費の補助制度についてお伺いしたいと思います。この葬祭費、一応２万円の支給ということになりますけれども、後期高齢者も一緒の金額でよろしいんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　金城憲治議員のご質問にお答えします。後期高齢者の医療保険も２万円、同額となっています。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　今回この質問をしたのは、今、いろんな意味で物価高騰もしていますし、実はこの南風原町が事務組合圏内に入っている南斎場ですかね、そこの火葬料が去年から値上がりしています。これ幾ら上がっているかご存じでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。南斎場の火葬使用料金につきましては、令和５年４月１日から、南風原町12歳以上の１体につき３万5,000円というふうに上がっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　ありがとうございます。３万5,000円ですね。その以前は、恐らく２万5,000円だったのかなと思います。１万円上がっているという形ですね。そのほかの県内、県外、そういったところも値上がりをしているという形になっています。今の葬祭の事情からすると、すごく、火葬するまでに期間が長かったりというのが、今非常にやっています。やっぱり統計を見ると、県内の死亡者数も右肩上がりで毎年増えているという形になっています。恐らく今後も増えていくというふうに想定されます。そうすると、やっぱり今の葬祭の、安置とかそういった状況というのはなかなか改善が難しいのかなと考えます。というのは、やっぱりどうしても火葬料が上がることによって、やっぱりいろんな負担も増えているし、そういった観点から、少し葬祭料の支給の手当ですかね、そういったのを少し増額なり、そういったのが検討できないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。おとといの県内地元紙にありますように、火葬に関係する状況が厳しくなっていくというのは承知しております。ただ、この葬祭費の支給金額につきましては、その市町村の国民健康保険特別会計の財政状況によって、検討されて金額が決定されてきます。南風原町の場合は、国保特別会計は厳しいものがありますので、現行の２万円で今後やっていく方針であります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　12番　金城憲治議員。

**○12番　金城憲治君**　今、課長がおっしゃったように、ついこの間の新聞にも、そういった逼迫した状況ということで載っていました。南風原町からですね、南斎場がいっぱいしていて、例えばいなんせとか、そういったところを利用するというケースが去年あったかと思います。私が調べると、大体４件ぐらいでしたかね、南風原町の方はそこで火葬されている。そうすると圏外の利用ということになりますので、火葬料については、恐らく６万円ぐらいだったかな。そういった形になってきます。やっぱり圏外の方が利用されると、大分火葬料が高値になる。そういった事情もあります。そういったところを鑑みて、確かに国保の財政事情、そういったのもすごく厳しい状況も理解しております。ただやっぱり、火葬も同じように、どうしてもなかなか厳しい状況がございます。そういった観点から、多少なりとも少し、今後検討できるようであれば増額、そういったものも検討していただけたらなと希望したいと思います。それではこれで一般質問を終わりたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時58分）

再開（午後２時07分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。７番　岡崎　晋議員。

〔岡崎　晋議員　登壇〕

**○７番　岡崎　晋君**　議長、休憩をお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時07分）

再開（午後２時08分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　それでは岡崎、一般質問をさせていただきます。

　１つ目の新川区内の葬祭場計画を問う、２つ目の住宅リフォーム支援事業を問うを一括質問して、一括答弁いただいて、その後、再質問させていただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時09分）

再開（午後２時09分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　まず１つ目の質問に入る前に、趣旨などを説明させていただきます。新川区民と葬祭場計画地周辺に隣接する医療関係事業所にとって、この計画はまさに青天のへきれきであり、事業所と自治会を大きな不安と混乱に陥れています。なぜここに、なぜこの医療ゾーン、医療拠点に葬祭場なのか。多くの人たちが大変困惑しています。今日は、なぜこのようなことになったのか、このようなことになってしまったのか、本町はどう対応したのかを質問していく中で、区民と事業所の皆さんに分かりやすく説明していただくようお願いします。その前に、新川自治会が会期、始まってからでしたが、町長に提出させていただいた、この葬儀場建設に関する要望書、そして南風原町議会議長宛てに、同様の陳情書を提出させていただきましたが、定例会始まってからではありましたが、特段のご配慮をいただき、議会運営委員会の皆様にもお手数かけて、どうもありがとうございました。陳情書を審査していただき、ありがとうございました。同時にですね、ここで最初に申し上げておきたいのは、陳情書とか要望書の中でも書いておりますけども、新川自治会は、葬祭場の社会的な存在意義について異論を呈するものではないことを申し添えております。それは私も全く同じでございます。

　それでは質問に入らせていただきます。改めて１．新川区内の葬祭場計画を問う。（１）本町の都市計画マスタープランでは、この葬祭場は何のゾーンに位置するか。（３）本町はこの計画の可否を何に拠って判断したか。（４）事業者から南風原町景観計画区域内行為の届け出をいつ受付け、いつ受理したか。（５）この届出受理に当り、沖縄県との調整はなされたか。（６）この受理に当り、本町の医療拠点内でこの葬祭場建設計画の見直しを促すことはしなかったか。また、大きな影響を受ける周辺の事業所や地域へ計画説明を行うよう、事業者に指導または助言をしたか。（７）この届出受理の最終決裁者はどなたですか。（８）葬祭場等の設置等に関する指導規則や指導要綱を整備している近隣自治体があることは把握していたか。本町は同様の規則や要綱を整備するか。

　大きな２．住宅リフォーム支援事業を問う。（１）本事業の目的は何ですか。（２）リフォームに限らず、省エネのための補助の要望はないか。（３）急速な温暖化など地球環境問題や町民のニーズに対応するため、太陽光発電設備や防熱などの省エネ対策にも補助範囲を拡充すべきと考えるがどうですか。以上、ご答弁お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時13分）

再開（午後２時13分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　すみませんでした。大きな問いの１の（２）この葬祭場の計画概要はどうか。どうもすみませんでした。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１、（１）についてお答えいたします。医療拠点として位置づけされております。

　（２）です。鉄筋コンクリート造２階建ての葬祭場の計画となっています。

　（３）です。建築確認申請の許可権者は沖縄県であり、本町が計画の可否を判断する立場ではございません。

　（４）です。町景観計画の届け出については令和６年３月18日に受付け、同日で受理しております。

　（５）です。本町景観条例に基づく届出行為となっていることから、沖縄県との調整はございません。

　（６）です。事業者には、町の上位計画での位置づけを説明し土地利用方針にはそぐわない旨を説明をしております。説明会開催等の指導又は助言につきましては、基づく法令、要綱等がないために行ってはおりません。

　（７）についてです。町景観条例に基づく届け出行為の最終決裁者は町長です。

　（８）です。近隣自治体に葬祭場等の設置に関する指導要綱があることを確認しております。今後、近隣自治体や全国的な事例を参考に要綱等の整備に取り組んでまいります。

　続きまして質問事項２の（１）についてです。省エネルギー性能やバリアフリー性能、住宅の耐久性を向上させる改修工事の一部を補助する目的となっております。

　（２）でございます。それについての要望はございます。

　（３）です。床の断熱工事、屋根天井の断熱工事である省エネ改修工事も補助対象工事となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　ありがとうございました。再質問に入る前に、現地の事情、状況などを、ちょっとだけ時間かかりますが、述べさせていただきます。まず皆さんのお手元に資料として配らせていただいた工事の住民説明会実施のお知らせですね。これは、７月下旬に建築予定とありますね、１行目に。の、案内、説明会を７月12日19時からやると、しますというお知らせが周辺の事業所の皆さんに、右肩にメモがありますけれども、７月４日に届けられたものです。自治会は、この知らせは、この７月４日より少し前に知らせを受けておりましたが、説明会を設けるため、日程を設けるために７月12日に設けましたが、区長がもう本当に大慌てで大変困っていました。走り回っておりました。そしてこの資料の中にある図ですが、クリナップとありますね。この右下の角のところに、認定ＮＰＯ法人こども医療支援わらびの会が運営するファミリーハウスがじゅまるの家があります。令和５年度はコロナ禍明けではありましたけれども、年間の稼働率が54％で、離島、県外を中心に3,053人、そのうち病児は574人が利用しました。当然、病児には生死の境にある子どもたちもいます。このかじゅまるの家は、こども医療センターに入院する子どもが保護者と一緒に入院の前後、あるいは子どもが入院中に保護者が宿泊する施設です。この葬祭場計画を知った子どもが、思わず「自分が死ぬのを待っているのかな」と口にしたと、施設のスタッフがおっしゃっていました。その子と親の心情を察してください。このがじゅまるの家から、図面にあります計画地の入り口までは100メートルちょっと、110メートル程度の距離です。隣の看護協会では、様々な患者に接する全県２万人の看護師たちが研修、講習会が頻繁に開催され、そのたびに周辺の事業所の駐車場も満杯になり、南部医療センター・こども医療センターの駐車場をも利用しています。このがじゅまるの家から計画の葬祭場までは、視界が開けているために、霊柩車や喪服姿はどうしても目につきます。住民説明会の後に、すみません、時間の都合上、この事業者を、この後、この会社と言わせていただきます。７月12日、そしてその後も看護協会で事業者の皆さんへの説明会がありましたが、この説明会の後、この会社は看護協会の敷地等の境に、１メートル80の塀を追加で設けて、20台の計画しかない駐車場を付近で探し続けていると言っていますが、果たしてどうなんだろうと。県道出入口での交通整理の誘導員配置も考えていないと言います。

　再質問に入りますが、このゾーンは、この一帯は何ですかと聞きましたら、医療拠点であるというお答えです。規模などを聞きましたが、鉄筋コンクリートの２階建てとありますが、先ほどお配りした資料の中ほどに規模があります。３つ目に、本町はこの計画の可否を何によって判断したかと伺いました。お答えは、もう一度読みますが、建築確認書の許可権者は沖縄県であり、本町が計画の可否を判断する立場にございませんということです。沖縄県は、この計画をいつ許可したんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。建築確認申請が下りたのが、令和６年５月13日許可ということになっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　すみません、この（３）から（８）までは行き来しながら伺うこともあるかと思いますので、よろしくお願いします。４つ目で聞いた、事業者から南風原町景観計画区域内行為の届出をいつ受け付けて、いつ受理したかと聞きました。答弁は、令和６年３月17日に受付、同日、その日で受理しましたという答弁です。３月18日ですね、受理されています。それはどのように受け付けて受理したんでしょうか。窓口なのか、オンラインなのか。どんな方法でしたか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。窓口での申請がございましたので、窓口のほうで受理をさせていただいたというところでございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　この件の最終決裁者はどなたですかと７番目で聞きました。最終決裁者は町長ですという答弁です。今の答弁では窓口で受理したということなんですね。その窓口で申請されて届出に来て受理した。その時間はどのくらいでしたか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。景観計画の届出についてはですね、当然窓口のほうに申請に伺うことになるんですけれども、申請されたものに対して、当然その計画書を受け付けて、その日で受理するという考え方なので、あくまでこの審査どうこうではなくて、この時点では届出に対して受け付けましたよという受理印を押して受理したという考え方となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　そうすると、今計画はゴーだと。よろしいということで受けたということですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。景観計画の届出が３月18日に受理させていただいて、その後、中身の精査をさせていただいた上で、３月26日に適合通知、景観計画としては問題ないですよという適合通知を事業者に対して発行しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　そうすると４番目の最初の答弁では、３月18日当日で受理したということですが、今の３月26と18の違いは何ですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。受理についてはですね、この届出を受け付けましたよという考え方ですね。その受理した内容の中身を精査した、１週間程度精査させていただいて、この景観計画の届出としては問題ないという適合通知を出したのが26日ということになっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　私は４番目の質問で、いつ受理したかという意味は、受理という意味は、私は了解したという意味で聞いているんですね。それが26日だったということですね。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　休憩。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時27分）

再開（午後２時27分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。申請されて受け付けた日が受理という日で捉えていて、その後、審査をさせていただいて、問題ないですよという通知が適合通知という考え方になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　分かりました。それでは次の５番で、この届出受理、私が言うのは了解という意味なんですが、するに当たってですね、26日までに沖縄県との調整はなされたかと聞きました。この景観条例に基づく届出行為は、沖縄県との調整はなかったということですが、６番目でも聞いていますけども、沖縄県と本当に調整が何もないまま、本町の土地利用計画とかマスタープランとか、公に出ていますけれども、本当に沖縄県との調整は全くなかったんですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。答弁のとおりですね、景観計画の届出、審査についてはですね、南風原町の景観条例に基づく行為となっていますので、特段沖縄県との調整はございません。もう一つ、建築確認申請についてはですね、先ほど答弁させていただいた、県が許可をする立場なんですけれども、この確認申請についても、こういった町の上位計画の中を審査するという項目がないため、今回の計画については、沖縄県との調整というのは特段出てこなかったという考え方になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　次の（６）で、この申請を受付、受理する、了解するに当たって、事業計画者、この会社に計画の見直しを促すことはしなかったか。あるいはまた、大きな影響を受ける周辺の事業所や地域へ計画説明を行うよう、事業者に指導または助言をしたかという問いに対しては、事業者には町の上位計画での位置づけを説明し、土地利用方針にそぐわない旨を説明しましたとしております。しかし、説明会開催などの指導や助言などはしていないと。法令にないから。基づくとそういう決まりはないから助言はしていないと。本当に全く、指示、指導はできないですね。あるいは助言とか、ささやきとか、そういうことはできたんだと思うんだけども、できたんでしょうけども、この26日までの間に、この景観に関する申請はどこにあったんですか。最終決裁者は町長だということです。担当者から課長、部長、副町長、町長まで行ったんですか、行っていないんですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。決裁につきましては、南風原町事務決裁規程に基づいて課長専決となっておりますので、課長の判断として、最終的には適合通知を出したということとなります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　副町長に伺います。非常に大きな懸案だと思うんですけれども、葬祭場建設、医療拠点に。今申し上げたような、説明したような場所に。そのようなことが一つの課のところで、了とされるんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　先ほどまちづくり振興課長が答弁したのは、町の景観条例の適合か否かというのの決裁で、これは事務決裁規程に基づいて、その事務については課長専決だというふうなルールに基づいてやっているということでございます。あくまで町の景観条例の決裁という解釈でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　この３月18日から26日までの間に、部長は聞いていましたか、この件は。そして副町長、町長はお聞きになっていましたか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　山城　実君**　お答えいたします。決裁区分がですね、規程が、専決が、課長までとなっておりますので、私のほうは知っておりませんでした。以上になります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　ただいまの岡崎議員のご質問にお答えいたします。先ほど答弁いたしましたとおりですね、最終的にこの決裁の責任者は町長でございますので、最初の答弁のとおり、私の責任でございますけれども、ただ、所管課といたしましては決裁区分に従った事務手続をやったということでございまして、私がこの件を承知いたしましたのは９月に入ってからですかね。はっきりした日にちは、ちょっと明確には覚えていませんけれども、多分その辺りだったと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　ありがとうございます。私たちにとって、地域周辺の事業者にとって、これだけ大きな懸案事項である景観条例……、計画ですね。この計画を進めるために、景観条例に関する届出をしたわけですね。それが部長も知らない、副町長も町長も知らないうちに、課長のところで、この計画が町としてはゴーになった。課長、そういう理解でいいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　ただいまのご質問にお答えいたします。岡崎議員のお気持ちも十分理解できますけれども、我々といたしましては、所定の手続をしっかりと進めていったということでございまして、その計画が了としているというようなことではございません。これは我々にそういった権限はないもんですから、否とか了とかも言えないぐらいの状況でございます。ただ、この手続の中で、所管課といたしましてはしっかりと、この場所には都市マスタープラン上、土地利用としてはそぐわないですよというのを明確に指導しておりますけれども、これはまた地権者には地権者としての、土地を利用する権利があるわけでございますので、それに対して、法律的な根拠がない指導とかはできないと、我々はそういったふうな認識でございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　ありがとうございます。今の町長のお答えは琉球新報にも書かれていたと思いますけれども、町に権限はないというお答えでした。もしもこの件が、そのまま26日までに部長、副町長、町長のところまで上がってきても、それは変わらなかったというふうに理解していいんですね。26日までに、この件が町長のところに上がってきたとしても、この景観に関する届出の受付はせざるを得なかったという判断ですね。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　すみません、質問ですので答弁もさせてください。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　仮定の答弁にはなるんですが、もしもという話です。なぜかと言えば、先ほど申し上げたように、これは課長専決の事項になっております。我々は条例規則、法的に、それに許可するというか、承認するというふうなことになれば、たとえ私が専決者でなくても、それはそれで事務としては適合だったというふうに考えます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　ただいまのお答えには非常に驚きます。今後もあり得ることだというふうに考えます。８番目のところで……、すみません、８番に行く前に、もう一度４番の、６番のところに戻りますけれども、事業者に対して、この会社に対して、周辺に説明を行うよう、あるいは助言などしなかったということですが、この８番目のところで聞いている葬斎場等の設置等に関する指導規則や指導要綱を整備している近隣自治体があることは把握していたかと聞きました。答弁は、そのような指導要綱はあることを確認していますという答弁です。あることを確認しています。私が聞いているのは、知っていたかどうかということです。どうですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時39分）

再開（午後２時40分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。景観計画届出があった時点では、把握はしていなかったんですけれども、その後、７団体の方々からですね、こういった隣接自治体で、こういった要綱がありますよということのアドバイスを受けて、そこで初めて確認をさせていただいたところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　ただいまの課長の答弁にも非常に失望するところです。西原町では令和２年に、与那原町では令和４年に、このような指導要綱、規則が制定されています。与那原町で遺体安置所を設けることで、大きな騒ぎになっていましたけれども、その件も知りませんでしたか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。その時点では把握しておりませんでした。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　私は、この件は町長以下、職員の担当部課の大きな職務怠慢だと思います。不作為という言葉がありますよね。やるべきことをやらないで問題が起きてしまう。そういう言葉が当たるんじゃないでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時41分）

再開（午後２時42分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　反問権を許します。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　ただいまの岡崎議員のご質問の中で、やるべきことをやらないでそのままほっておいて、それは大きな怠慢であるというふうなご発言がございました。具体的に、法的に、何を根拠に怠慢であると、やるべきことをやっていないというふうな発言なのか。ご説明願いたいと思います。以上です。具体的に、法的にお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　法的に説明してくれという理由、根拠が分かりませんが、先ほど西原町で令和２年に、与那原町で令和４年に、葬祭場等設置に関する指導要綱、規則ができております。課長の答えは、たしか今回の新川のこの件が出てきて初めてそういう規則などがあると知ったという答えでした。私はそれに対して怠慢ではないかと申し上げました。それがいけないんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　今、議員がおっしゃっている職員が怠慢ではないかというふうな根拠をですね、例えば地方自治法第何条に基づく怠慢ですよとか、建築基準法第何条に基づく怠慢ですよとか、その辺をご説明願いたいということです。今回の葬祭場の話につきましては、町としましては建築基準法に基づく手続を滞りなくやっているわけです。今回の申請の事項に関しましては、都計法上の開発行為とか、そういったふうなのは一切関係なく、唯一審査できますのは、建築基準法に基づく建築確認だけなんです。それはあくまでも、県のほうにしか許認可権はありませんので、町としては受理して、あるいはまた……、訂正します。受理じゃなくて、建築基準法がきましたら、県のほうで確認が取れたものに関しましては、町としては許認可権がないもんですから、それを根拠にする以外ないんですね。許可されたということで。ですから、その辺りを議員が捉えて怠慢とおっしゃっているのか。あるいはまた与那原町、西原町で指導要綱ができているのに、どうして南風原町はないのかと、それを根拠に職員に怠慢とおっしゃっているのか。あくまでも各市町村がつくる指導要綱というのは、各市町村の自由でありまして、南風原町もそれをつくらなくちゃいかんというふうなことではないんです。あくまでも指導要綱ですから。それを、今回のケースを教訓といたしまして、町としては早めにつくらんといかんなと、そういったふうな思いを持っているわけでございますので、少なくともあの時点では、西原町、与那原町がつくった時点では、南風原町ではそういうケースがなくてですね、多分に、情報の共有ができなかったと思っているわけです。そこをご理解いただきたいなということで、職員の怠慢とはいかがなものかなという判断で、反問権を行使したわけでございます。ご理解のほどお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　私が、この指導要綱や規則などをここまで制定できていなかったことは、職員の皆さんの怠慢だと言ったんですけれども、その怠慢という言葉は使ってはいけないということでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　怠慢という言葉を使っていけないということではございません。怠慢には当たらないんじゃないですかということなんです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　私は怠慢と申し上げましたけれども、それには当たらないんじゃないかという町長のお言葉です。今回のこの会社の計画の進め方についてですね、その説明会に至るまで……。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時48分）

再開（午後２時48分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　先ほどご質問いたしましたように、岡崎議員の先ほどの怠慢とか、そういう趣旨の発言は、我々が、あるいは職員が地方自治法あるいはまた建築基準法、都計法に基づく開発行為等々に対して反していると。そういったふうなのを根拠にして怠慢だと表現なさったのかどうかですね。あるいはまたご自分の考えだけでそういったふうな発言をなさったのか。その辺りは明確にしていただけないと、答弁になっていないと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　法律の第何条とかそういうことは、私は手元に持っていないので分かりません。でも、先ほどの件の西原町の例、与那原町の例、あれだけ大きな問題になったことが、ここでは何も知らなかったと。それは情報収集が足りなかったと思うし、そういう指導要綱を設置すべきだったのに、それをできなかった。それを私は怠慢と申し上げた。法律で第何条とか、そういうことは今分かりません。よろしいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　先ほども申し上げましたけれども、今回のケースに関しましては、我々町に与えられた権限では何もできない状況でございます。先ほど来申し上げておりますけれども、建築基準法に基づく建築確認が県から許可されているわけでございますので、我々にとっては、それを県が許可したものだと解釈するということでございますので、どうぞご理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　７月12日の住民説明会に至るまで、町には早めに……、その前に６月の定例会中に知らせが届きました。しかし、肝心の自治会にはまだ届いていなくて、遅れて届きました。その住民説明会の後のことなど、一つ一つが自治会や周辺事業所に対して、いかにこの会社が誠意に欠けるものであったか、不信感を募らせるものであったかなどを、今日できるだけ明らかにしていきたいと思うんですけども、住民説明会の後に、公民館での、区長が議事録をこの会社に求めたら、反応は、この説明会は自治会からの要請で行ったものであり、なぜ自分たちが議事録を作成しないといけないのかという対応で、新任の区長を大いに困らせた。繰り返し議事録を求めても応じなかったが、行政からの口添えもあって、この会社がようやく応じることになって、自治会が録音したものを貸し出して出来上がった議事録が担当課にも届いたと思います。８月23日の観光協会での協議の場で、この会社の社長は、７月12日の説明会は、先ほどあったように呼ばれたから出席して説明したという認識で、自ら開いたという認識ではなかったと。役所への申請時に、住民説明会などをしてとあれば、最初からやったかもしれないと。議事録に残っています。説明とか調整とか一切言われなかったかと私は聞きましたけれども、一切言われなかったと。課長、このことを確認されていますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。景観計画の届出の時点で、こういった説明会の促しをということのご質問ですが、説明会に関してはですね、景観計画の中では、先ほど言った制度的に、根拠となるものがなかったので、促すことはしていなかったということです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　違う。今聞いたのは、社長が言ったことを確認していますかと聞いたんですよ。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　確認しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　５年前に開通した与那原・南風原バイパスの側道が、新川十字路の近くの県道に接続されています。当初の計画では、もっと上のほう、エナジック側のほうでの計画でしたけれども、その場所に、現在計画しているここの会社の倉庫がありました。どういう理由か分かりませんけれども、南部国道は仕方なく今の十字路寄りに、かなり寄って接続しました。そのために、那覇方面から北丘に下りるときに、右折するときに、一時、車が邪魔になります。支障を起こしています。この南風原バイパスの計画の最終段階では、現在接続しているこの側道を、後で上のほうに、エナジック側に接続し直すことになっています。このことは、課長、ご存じですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　岡崎議員。この点については、通告書にもございませんので、この点は質問できません。質問内容を変えていただきたいと思います。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　今の質問は聞き流してください。今回は一度も質問取りを受けていませんでしたので、こういうことを確認するチャンスもありませんでした。この会社は、現在の計画の敷地を2011年に県の紹介で取得したと説明会で話していましたが、それは事実ですか。確認できていますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。確認しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　かなり古い話ですけれども、32年前の平成４年、東新川、現在の環境の杜ふれあいの道路向かいで工事が進んだ産業廃棄物積替え施設の設置反対に関する意見書というのが、南風原町の議会から県宛てに出されました。そして、タイムスの論壇上で、東新川区からの質問に対して、同じく論壇上で、当時の沖縄県文化環境部環境整備課長が答えていました。そのような計画を進めるに当たっては、ちゃんと地元の了解を得られるように丁寧に説明してくださいと。県としても善処していきますという答えが論壇に載っています。平成元年の１月の論壇です。そして、結果的にかなり進んでいた積替え施設は、最終的に撤廃されたようです。違法なものではなかったんですよ。この計画は県が承認したものだと。だから南風原町にとってはどうしようもなかったという、これまでのお答えですけれども、住民説明会さえも自らやってくれなかった。その後の議事録の提出などの件についてもそうだし、先ほど申し上げたように、区民に対して、あるいは周辺の事業所に対しての配慮が著しく欠けていると私は思っているので、このような質問をしております。すぐ隣の看護協会では、私は先ほど話しましたかね。もし話していたんだったら申し訳ないんですけれども、沖縄県で２万人いる看護師が、その看護協会で……、話していませんよね。研修会、講習会を受けています。頻繁に研修会、講習会が開催されています。そのたびに、周辺の事業所の駐車場は満杯になって、それでも収まり切れずに、医療センターの駐車場まで使っている状況です。その辺のところに、駐車場20台の計画しかない葬祭場が建とうとしている。わらびの会のがじゅまるの家がいる。要は目の前ですよね。に、そのような計画がある。そのような計画が、今皆さんがおっしゃったような理由で、何事もなくと言っていいほどに進んできてしまった。これは私たち、地元の人間はどう受け止めたらいいんでしょうか。もしも今後、何かの理由で建設中に、９月11日にもう着工されていますけれども、何かの理由で区民が、あるいは事業所が、さらに運動を強めて反対運動をするということになれば、先ほどの東新川の事例のように、最終的に撤廃に追い込むことができないとも言えないと思います、私は。町長への要望書を提出させていただきましたが、その中には、主文には、建設中止に向けてという言葉が残っています。中止の２文字が。議長宛ての陳情書には、その中止の２文字は、いろんな調整で外れていますけれども、私たち新川区民は、その中止ということはまだ諦めていません。完全には。そのことを申し上げて、次の質問に入ります。

　住宅リフォーム、３番目のところで、急速な温暖化や地球環境問題に対応するために、太陽光発電や防熱などに対しても補助をしていただきたいと聞いていますが、本庁舎のロビーにもモニターを掲げて、環境問題、太陽光発電の様子などをお見せしています。それは私たち南風原町も、本町もそういう環境問題に取り組んでいるんだということを、町民の皆さんにアピールしているんだというふうに考えているんですけれども、それはどうでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。以前に、本町の空調設備切替えの際に、そういった太陽光等の整備をしております。そういったことについては、町民への周知も含めて、ロビーのほうにそういったパネルのほうを設置しているところです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　住宅リフォーム支援事業については、去る９月20日の連合審査会でも、経済教育常任委員会から、この制度の見直しが提言されています。だんだん減ってきているんですけれども、予算が、あるいは執行率が、額が。その理由は何でしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。予算自体はですね、例年一緒、200万円ずつ計上させていただいているところなんですね。実績の件数が、確かに年々減ってきているという傾向はあるんですけれども、恐らくこの補助対象要綱の中で、なかなか該当する項目のリフォームがないというところが原因かと思っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　申請のための要件が厳し過ぎるんではないかなと。私が今回希望している太陽光発電にも、あるいはオール電化にも補助を広げてほしいと聞いているんですが、是非そうしてほしいと願うんですけど、それはいかがですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質問にお答えします。リフォーム助成事業についてはですね、国、県の補助を活用した上での事業展開とさせていただいていますので、当然その中で、ある程度の条件というのが付されているというところですので、現時点では、この要綱を拡充するという考えはございません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　是非、経済教育委員会からの提言もぜひ考慮していっていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後３時05分）

再開（午後３時06分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後３時06分）